



令和7年度
大郷町

目 次

1 妊娠したら

母子健康手帳の交付	1
妊婦のための支援給付	2
妊婦健康診査費助成	3
助産制度	5

2 赤ちゃんが生まれたら

出生届	7
出産育児一時金	8
児童手当・特別給付	10
すこやか子育て医療費助成制度	13
出産祝金支給事業	14
妊婦のための支援給付	16
未熟児養育医療	17
乳幼児育児用品支給事業	19
産前・産後の国民年金保険料の免除	21
新生児訪問	22
新生児聴覚検査費助成	23
産婦健康診査費助成	25

3 乳幼児期

産後ケア事業	27
乳児健康診査	29
乳幼児健康診査	30
歯と離乳食の教室（ぱくもぐ☆歯ピカピカ教室）	31
育児相談と親子のふれあい「おやこのへや」	32

幼児精神発達相談「のびのび相談」	33
定期予防接種	34
こども任意予防接種費用助成	36
長期療養者のための定期予防接種	37
造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成	39
教育・保育給付認定	41
幼保連携型認定こども園 すくすくゆめの郷こども園	44
ゆめの杜保育園（小規模保育事業所 A 型）	46

4 就学時

小学校入学に向けて	47
就学援助	48
小中学校区域外就学	50
放課後児童クラブ事業	51

5 医療

子ども夜間安心コール	54
医療機関に関する情報提供	55

6 発達に課題を抱えるお子さんのために

特別児童扶養手当	56
障害児福祉手当	59
自立支援医療（育成医療）	61
自立支援医療（精神通院）	63
身体障害者手帳	65
療育手帳	67
精神障害者保健福祉手帳	69
障害児通所支援	71

障害者等緊急時支援体制整備事業	73
心身障害者扶養共済制度	74
日常生活用具の給付事業	75
小児慢性特定疾病医療費助成制度	76

7 ひとり親の子育て支援

児童扶養手当	77
--------	----

8 児童虐待

児童虐待ってなに？	81
児童虐待が疑われたら	82
児童虐待をしてしまいそうになったら	84
ヤングケアラーってなに？	86

9 こどもが遊べる施設・公園

大郷町子育て支援センター	87
大郷町児童館	89
郷郷ランド	91

10 子育て関係機関・学校等一覧

子育て関係機関・学校等一覧	92
---------------	----

母子健康手帳の交付

妊娠がわかり、医師から母子健康手帳を受け取るよう言われたら、早めに妊娠届を行ってください。母子健康手帳を交付します。

母子健康手帳は、妊娠の経過、出産状況、子どもの発育・発達を記録するものです。

手続き

予約方法

事前に、町民課こども健康室へ必ず電話予約をしてください。

交付日は、原則として月曜日です。仕事等により、都合がつかない場合はご相談ください。

当日の流れ

- 1 妊婦さんの体調等を記入
- 2 記入した内容を基に、保健師と面談
- 3 保健師と一緒に「ママプラン」を作成

ママプランとは、妊婦さん自身がこれからどのような妊娠期を過ごしたいか等を考えて目標を立てるプランです。妊娠・出産等について心配なこと等、何でもご相談ください。保健師がサポートしていきます。

- 4 「妊娠・子育て☆ガイド」をチェック
利用できる町のサービスなどを紹介します。

所要時間

妊娠期・子育て期まで継続してサポートしていくために、大郷町ではすべての妊婦さんを対象に保健師が一人ひとりに面談を行っております。

面談時間は、最低でも40分程度かかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

必要なもの

- ・妊娠届（医療機関等から受け取っている場合）
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・通帳又はキャッシュカードの写し（出産応援給付金の申請に使用）

母子健康手帳交付に本人が来所できない場合

やむを得ず本人が来所できない場合には、委任状をお持ちいただくことにより、代理の方に交付することができます。事前に町民課こども健康室までご連絡ください。代理の方へ交付した場合は、後日、妊婦さんの都合の良いときに、改めて面談を行います。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

妊婦のための支援給付(1 回目)

令和 7 年 4 月 1 日から、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施します。

大郷町では、「妊婦のための支援給付」として妊娠時と出産後の 2 回に分けて妊婦支援給付金を支給します。

妊娠時（5 万円の給付）

対象者

1. 令和 7 年 4 月 1 日以降に妊娠届出、妊婦給付認定の申請をし、助産師・保健師等の面談を受けた妊婦の方
2. 令和 7 年 3 月 31 日までに妊娠届出をし、助産師・保健師等の面談（妊婦面接）を受けた妊婦の方で、旧事業（出産・子育て応援事業）の出産応援ギフトを申請していない方（妊婦給付認定の申請が必要です。）

どこで

保健センター

必要なもの

- ・妊娠届（医療機関等から受け取っている場合）
- ・母子健康手帳
- ・通帳またはキャッシュカードの写し（妊婦の方分）

給付金

1 回の妊娠につき、5 万円

妊産婦名義の銀行口座に振り込み （注記）妊婦以外の口座名義は指定できません。

保健師による電話相談

妊娠 8 か月～9 か月頃、妊婦の方へ保健師よりお電話がいきます。出産に向けていろいろお話をお伺いします。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

妊婦健康診査費助成

対象者

大郷町に住所を有する妊婦

住所変更したとき

妊婦健康診査受診票（助成券）は、市町村によって異なります。町外から転入または町外へ転出されたときは、新しい住所地の市町村役場で改めて交付を受けてください。大郷町発行のものは使用できません。

町委託医療機関での妊婦健診

母子健康手帳交付手続きの際に、「妊婦健康診査受診票（助成券）」を交付します。これを町委託医療機関へ提出することにより、助成を受けることができます。助成上限額を超えた分は、自己負担となります。

助成回数

- ・ 14 回分の助成をしています。

┌	妊娠 初期～23週	：4 週間に 1 回
	妊娠 24 週～35 週	：2 週間に 1 回
	妊娠 36 週～出産まで	：1 週間に 1 回
- ・ 多胎児の場合は健診回数が増えるため、追加分を交付します。

町委託医療機関以外での妊婦健診

里帰りなどにより県外の医療機関など町委託医療機関以外で妊婦健診を受ける場合は、妊婦健康診査受診票（助成券）を使用することができません。

以下の流れで手続きを行ってください。適当と認められる場合、町が定める金額を上限として費用助成を行います。

妊婦健診を受ける前に

- ①「里帰り等 妊婦健康診査受診票（助成券）」の交付申請をしてください。ただし、健診日が年度をまたぐ場合は、前もって町民課こども健康室へご相談ください。
申請先：町民課こども健康室（保健センター）
持ち物：・ 母子健康手帳
・ 母子健康手帳別冊

妊婦健診を受けるときは

- ②医療機関で「里帰り等 妊婦健康診査受診票（助成券）」に健診結果を記入してもらいます。
- ③健診費用を、一旦全額お支払いください。

妊婦健診が終わったら

- ④受診した日の属する年度分をまとめて、最終の受診日から1か月以内に申請してください。
3月中に健診を受けた分は、申請する旨をあらかじめご連絡の上、3月31日までに申請してください。

申請先：町民課こども健康室（保健センター）

持ち物：・妊婦健康診査受診費用支給申請書

- ・医療機関発行の領収書（原本）
- ・健診結果記入済みの妊婦健康診査受診票
- ・母子健康手帳
- ・通帳またはキャッシュカードの写し（妊婦の方分）

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

助産制度

経済的理由により出産費用に困っている方が、世帯の収入に応じた少ない費用で助産施設に入所することにより、安心して出産することができます。

対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 生活保護法による被保護世帯
- ② 市町村民税非課税世帯
- ③ 出産一時金等の出産に関する給付を受けることができる額が、48.8万円未満（産科医療保障制度の保険料相当額を除く）の方で、次に該当する世帯
 - ・市町村民税所得割の非課税世帯
 - ・市町村民税所得割の課税額が19,000円以下であり真にやむを得ない特別の理由があると認められる世帯

内容

入所期間

分娩日の前日から、原則として14日以内。

費用

世帯の収入によって一部負担金を支払う必要があります。
おむつ代、病衣代などの実費は、全額自己負担となります。

手続き

いつまでに

- ・相談：出産予定日の概ね3か月前まで
- ・申込書提出：出産予定日の概ね1か月前まで

どこで

宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）母子・障害第一班

必要なもの

- ・申込者が属する世帯の構成員全員の課税（非課税）証明書
- ・出産育児一時金に係る支給見込額証明書（生活保護世帯の方は、生活保護受給証明書）

- ・住民票謄本（続柄・世帯主・本籍・筆頭者を表示したもので、発行日から 3 か月以内のもの）
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援受給世帯にあたっては、支援給付金受給証明書
- ・健康保険証の写し
- ・母子健康手帳の写し

指定医療機関

医療機関名	住所	電話番号
東北大学病院	仙台市青葉区星陵町 1-1	022-717-7000
光ヶ丘スペルマン病院 ※2019年2月～分娩一時休止中	仙台市宮城野区東仙台6-7-1	022-257-0231
仙台市立病院	仙台市太白区あすと長町 1 丁目 1-1	022-308-7111
仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町 2 丁目 43-3	022-243-1111
石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71	0225-21-7220
大崎市民病院	大崎市古川穂波 3 丁目 8-1	0229-23-3311
気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢 8-2	0226-22-7100
みやぎ県南中核病院 ※2020年10月～分娩一時休止中	柴田郡大河原町字西 38-1	0224-51-5500
スズキ記念病院	岩沼市里の杜 3 丁目 5-5	0223-23-3111
仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野 2 丁目 11-12	022-293-1111

★お問合せ★

宮城県仙台保健福祉事務所

母子・障害第一班 TEL：363-5507

出生届

赤ちゃんが生まれたら「出生届」の提出が必要です。

手続き

いつまでに

生まれた日を含めて14日以内

※14日目が土曜・日曜・祝日などで役場が閉庁日の場合は、翌開庁日までが届出期間となります。

どこで

次のいずれかの市区町村役場の窓口で届出の手続きをしてください。

- ・父母の本籍地
- ・父母の所在地（住所地等）
- ・出生地

必要となるもの

- ・出生届
「出生証明書」欄に医師の証明が必要です。出産後、産院で証明を受けてください。
- ・母子健康手帳

届出人

出生届の一番下の「届出人」欄に署名する人は、生まれた子の父または母になります。

★お問合せ★

町民課 TEL：359-5504

出産育児一時金

妊娠８５日以上で出産したとき、加入している健康保険から「出産育児一時金」として、生まれたお子さん１人につき５０万円が支給されます。

※ 出産、死産を問わず支給対象となります。

※ 社会保険被保険者で産科医療補償制度に未加入の医療機関における出産の場合や、妊娠２２週未満での出産の場合、支給額が「４８.８万円」となります。

出産育児一時金の直接支払い制度

健康保険の保険者（大郷町国民健康保険の場合は大郷町。社会保険の場合は、全国健康保険協会または〇〇健康保険組合）から医療機関等に出産育児一時金を直接支払う「直接支払制度」です。

この制度をご利用いただくことで、被保険者の方は、出産に要した費用から出産育児一時金を差し引いた残りの金額のみを医療機関等へ支払うだけで済むようになりました。

直接支払制度の利用に際しては、分娩を行う医療機関等で申請（同意）する必要があります。保険者への申請は不要です。

手続き

直接支払制度を利用しなかった場合や、出産に要した費用が出産育児一時金の金額よりも下回った場合は、保険者に対し出産育児一時金の受給申請を行うことができます。

どこで

①出産した日に大郷町国民健康保険に加入されていた場合

・町民課年金・医療保険係

②出産した日にお勤め先の健康保険に加入されていた場合または配偶者のお勤め先の健康保険の扶養確認を受けていた場合

・お勤め先の健康保険ご担当、または保険者に直接ご確認ください。

・退職されたお勤め先の健康保険に１年以上加入していた方が出産した場合、お勤め先の健康保険の資格喪失日が出産前６か月以内であった場合は、大郷町国民健康保険かお勤め先の健康保険のどちらか一方を選択して支給を受けることができます。

必要となるもの

ご準備いただく必要書類は、加入している健康保険によって異なる場合があります、支給申請が不要な場合もあります。大郷町国民健康保険以外の健康保険から支給を受ける場合は、お勤め先または保険者に事前に確認しておきましょう。

なお、大郷町国民健康保険から支給を受ける場合は、次の持ちものをご準備ください。

・大郷町国民健康保険の資格を確認できるもの（資格情報のお知らせまたは資格確認書等）

赤ちゃんが生まれたら

- ・医療機関等が発行する出産費用の領収書・明細書
- ・世帯主名義の通帳（世帯主以外の口座を希望される場合は、世帯主からの委任状が必要）
- ・医療機関等への直接支払同意書

★お問合せ★

大郷町国民健康保険から支給を受ける場合

→町民課 TEL：359-5504

お勤め先の健康保険から支給を受ける場合

→お勤め先の健康保険ご担当 または 加入している健康保険の保険者

児童手当・特例給付

0 歳～18 歳まで受け取れる手当です。

対象者など

受給資格対象者

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

①国内に住所を有する0歳から高校生年齢までの児童（以下、対象児童という。）を養育している方

②対象児童の養育者のうち生計を維持する程度の高い方（所得の高い方）

※対象児童を養育している方とは、対象児童の保護者を指します。（基本的には両親）

両親が養育する場合、両親の所得で判定されます。また、所得が同程度である場合は、対象児童がどなたの扶養となっているかなどを参考にさせていただく場合があります。

支給対象児童

0 歳から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童

算定対象児童

0 歳から 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間において養育者に経済的負担のある子

手当月額など

手当月額

手当区分ごとの支給額は下表のとおりとなります。

年齢等区分		手当月額
0歳～3歳未満	第1子・第2子	15,000 円
	第3子以降	30,000 円
3歳～高校卒業まで	第1子・第2子	10,000 円
	第3子以降	30,000 円

※第〇子の数え方は、算定対象児童を含めて計算されます。

(例) 21 歳・16 歳・10 歳のきょうだいの場合、21 歳の子は支給されませんが第1子としてカウントされ、10 歳の子が第3子となり、手当月額は 40,000 円となります。

支給時期

原則、申請の翌月（15日特例を除く）分から支給されます。受給資格者への振込みは、4月・6月・8月・10月・12月・2月に行います。支給額はそれぞれの前月分までの手当が振り込まれます。また、資格喪失などで受給資格を失った場合、その翌月又は翌々月中に未支払い分の手当が支給されます。

※15日特例とは、子の出生や転出入が月末近くで、都合により申請が月をまたいでしまう場合に出生日等の翌日から15日以内に申請すれば、申請月から支給される特例のことです。

手続き

いつまでに

- ①認定請求 … 対象児童が生まれたとき、大郷町へ転入したとき
- ②額改定請求（増額） … 対象児童が生まれたとき、養育する児童が増えたときなど
- ③額改定請求（減額） … 対象児童の一部を養育しなくなったときなど
- ④資格喪失 … 対象児童全てを養育しなくなったときや受給者を変更するときなど
- ⑤口座変更 … 振込口座を変更するとき（※支給月の前々月までにお手続きいただけない場合、変更前の口座に振り込みとなる場合があります。）

上記の手続きは、事由が発生した同月中に行ってください。（15日特例を除く）期間を過ぎてもお手続きいただくことは可能ですが、遅れた月分の手当は受けられません。

（例）4月2日生まれの子は翌5月分から受給が可能ですが、手続きを5月に行った場合、6月分から支給されます。すでに期間を経過しているため5月分は受給できません。

どこで

町民課こども健康室（保健センター）

※独立行政法人に勤務する方を除いた公務員の方は所属庁にて手続きください。

必要となるもの

- ①の場合 … 申請者の健康保険証（資格確認書）、申請者名義の通帳又はキャッシュカード、申請者及び配偶者のマイナンバーがわかるもの、母子健康手帳
- ②～⑤の場合 … 身分証明書、母子健康手帳（②）、減額すべき事実がわかる書類（③）、申請者名義の通帳又はキャッシュカード（⑤）

公務員の児童手当

公務員の場合、勤務先から児童手当が支給されます。手当月額や手続きのタイミングなどは同じとなりますが、詳細は勤務先の担当者に確認ください。

なお、公務員になった場合、公務員でなくなった場合、公務員であるが勤務先が変更になった場合などは、事由日の翌日から 15 日以内に手続きが必要になります。

よくある質問

Q1 両親のうち、妻の方が所得が高い場合は妻の名義で申請しなければなりませんか？

A1 両親のうち、いずれか所得の高い方が受給できるため、所得の高い方が申請してください。
なお、同等程度の所得であればどちらの名義でも申請いただけます。

Q2 仕事の都合で自身のみ他市町村へ転出することとなりましたが必要な手続きはありますか？

A2 町へは資格喪失の届出、転出先市町村では認定請求の手続きが必要になります。この認定請求時に別居監護の手続きが必要になりますので、お子さんの健康保険証（資格確認書）の写しが必要になる場合があります。ただし、転出に伴い、家計の主宰者が配偶者に変更となる場合、他市町村での手続きはなく、町へ受給者の変更を申請いただく必要があります。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

すこやか子育て医療費助成制度

18歳到達後最初の3月31日までにある児童について、宮城県内の医療機関等での診察や薬局等で薬の調剤を受ける際、健康保険の資格を確認できるもの（資格情報のお知らせまたは資格確認書等）とあわせて「すこやか子育て医療費助成受給者証」を提示することで、医療費の一部負担金（2割または3割）を支払う必要がなくなる制度です。（現物給付による助成）

なお、保険診療対象外の治療や診断書等の証明書作成料、特定療養費、入院時の部屋代、ベッド代及び食事療養費などは助成の対象となりません。

県外の医療機関等で受診した場合など

医療機関で一部負担金を支払った場合は、領収明細書（レシート不可）、保護者名義の通帳・印鑑及びお子さんの健康保険証をお持ちのうえ、町民課にて助成申請手続きをしてください。後日、負担額を保護者の指定口座に送金します。

※ その他公費で医療費の助成を受けることができる場合は、その額を差し引いて助成します。

手続き

出生届や住民異動届出の際に合わせて、手続きを済ませてください。登録が完了すると『すこやか子育て医療費助成受給者証』（ピンク色のカード）が交付されます。

いつまでに

大郷町に住民登録をした日から30日以内

どこで

町民課

必要となるもの

お子さんの健康保険の資格を確認できるもの（資格情報のお知らせまたは資格確認書等。出生の場合は、保護者分）

※保護者が公務員の場合、前住所地からの医療費助成用所得証明書が必要となる場合があります。

★お問合せ★

町民課 TEL：359-5504

出産祝金支給事業

未来を担う子どもの誕生を祝福し、子どもの健全な育成などを図るため支給されるものです。

支給対象者など

支給対象者

対象児童を養育する父母で、その子の出生日において、大郷町内に住民登録をされている方

対象児童

出生日において大郷町内に住民登録をされている方

対象児童の区分

対象児童を出産した母が、対象児童の出産以前に出産（死産を除く。）した子がない場合は第1子、1人の場合は第2子、2人の場合は第3子、3人以上の場合は第4子以降として区分されます。

支給金額など

支給金額

下表の区分にて支給されます。

区分	金額	区分	金額
第1子	10,000 円	第3子	30,000 円
第2子	20,000 円	第4子以降	50,000 円

支給時期

申請から概ね3週間程度でお振込みいたします。

手続き

いつまでに

対象児童の出生日から起算して 30 日以内

どこで

町民課こども健康室（保健センター）

必要となるもの

- ①大郷町出産祝金支給申請書兼請求書
- ②出産祝金の振り込みを希望する口座の通帳またはキャッシュカード
※児童手当受給者で児童手当と同じ口座への振り込みを希望する場合は不要
- ③母子健康手帳
- ④戸籍謄本（本籍地が大郷町外の方）
- ⑤印鑑（認印可）

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

妊婦のための支援給付(2 回目)

出産後（お子さん 1 人あたり 5 万円の現金給付）

対象者

令和 7 年 4 月 1 日以降に出産し、保健師の新生児訪問を受け、赤ちゃん(胎児)の数の届出を行った方。

どこで

新生児訪問先（ご自宅など）

必要となるもの

振込先の口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカードの写し）

※新生児訪問時に保健師へ渡せるよう、あらかじめご用意ください。

給付金

赤ちゃん(胎児) 1 人につき、5 万円

令和7年度中の経過措置

令和 7 年 3 月 31 日までに産出したお子さんがいる家庭は旧事業(出産・子育て応援給付金事業)の対象になり、申請期限は令和 8 年 3 月 30 日までとなります。

流産・死産等を経験された方へ

- 令和 7 年 4 月 1 日以降に流産・死産・人工妊娠中絶をした方、お子様を亡くされた方も 1 回目、2 回目の給付金の対象となります。
- 令和 7 年 4 月 1 日以降に流産、死産、人工妊娠中絶をした方、お子様を亡くされた方も 1 回目、2 回目の給付金の対象となります。妊娠の事実や赤ちゃん（胎児）の数を確認するため、申請には母子健康手帳が必要となります。
- 妊娠届出前（母子健康手帳交付前）に流産を経験した方も給付金対象ですが、その場合は、医師が胎児心拍を確認した際の診断書等での妊娠の事実確認が必要となります。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

未熟児養育医療

未熟児は、正常な新生児に比べて身体の働きが未熟であり、病気にもかかりやすく、心身に障がいを残すこともあります。未熟児養育医療は、医療を必要とする未熟児に対して、生後すみやかに養育に必要な医療の給付を受けられるようにするためのものです。

給付対象者

大郷町に住所を有し、指定医療機関に入院中の医師の判断により入院養育の必要な1歳未満の未熟児（出生時体重2,000g以下、また、出生時体重2,000g以上でも養育医療給付に該当する諸症状がある場合）

給付内容など

養育医療の給付

指定医療機関に入院中の保険適用診療の費用と食事療養費が給付の対象です。

自己負担金

養育医療の給付には、世帯全員の市町村民税額等に応じて決定した自己負担金があります。

保護者が納付すべき未熟児養育医療の自己負担金については、すこやか子育て医療費助成金の対象となります。

手続き

いつまでに

新生児が出生日後すみやかに申請してください。

治療終了後や、開始後2ヵ月を経過してから申請する場合には、遅延理由を書面で提出していただく場合があります。

どこで

町民課こども健康室（保健センター）

必要となるもの

- ① 養育医療給付申請書
- ② 養育医療意見書
- ③ 世帯調書
- ④ 保護者が今年の1月1日（1月～6月の間に申請される場合は前年の1月1日）時点で大郷町に住所を有していなかった場合 → 住民税課税（非課税）証明書
- ⑤ 健康保険証（資格確認書）（新生児を扶養する保護者のもの）

- ⑥ 母子健康手帳
- ⑦ 児童と同一世帯全員の個人番号カード

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

乳幼児育児用品支給事業

未来を担う子どもの誕生を祝福し、子どもの健全な育成のための子育て支援を行うものです。

支給対象者など

支給対象者

対象児童を養育する方で、大郷町内に住民登録されている方

対象児童

大郷町内に住民登録されている満1歳未満の乳児

支給品目など

支給品目

紙おむつ・ミルク・哺乳瓶及び乳首・おしりふきナップ・母乳パット・哺乳瓶消毒液・ベビー用綿棒

支給期間

出生日の翌月から起算して12か月（満1歳の誕生月まで）。転入者の場合、転入の翌月から対象児童の満1歳の誕生月まで支給されます。

※期間内に転出した場合などは支給期間内であっても支給対象外となります。

交付方法

申請月の翌月上旬ごろに決定通知を送付いたしますので、町民課こども健康室窓口で受領いただきます。最大で6か月分（上半期又は下半期単位）がまとめて交付されます。

（例）5月生まれの場合、翌6月分～9月分が交付され、10月に10月～翌年3月分が交付、4月～5月分は翌年4月に交付されます。

支給方法

対象品目と引き換えできる引換券が交付されますので、ご自身にて町内取扱店にて引き換えいただきます。引換券は1月あたり3,000円分が上限となります。対象品目の合計額が限度額内で引き換えの場合、おつり等は発生しません。限度額を超過した場合は差額をお支払いいただくことでご利用いただけます。

手続き

いつまでに

①子が生まれた場合 … 対象児童が生まれたら

②転入した場合 … 転入日から

※お子さんが満1歳を迎える前月までお手続きいただけますが、既に経過してしまった月分や申請から支給までに経過した月分は支給いたしませんのでご注意ください。（申請から支給まで最短1週間程度時間がかかります。）

どこで

町民課こども健康室（保健センター）

必要となるもの

①大郷町乳幼児育児用品支給申請書

②母子健康手帳

こんなときは

申請事項に変更があったとき(対象児童が転出した場合など)

大郷町育児用品受給資格等異動届と未使用の引換券をご提出ください。

紛失したとき

再発行はできませんので、あらかじめご了承ください。

使用期限内に未使用だったとき

使用期限を超過した引換券はご利用いただけません。ご自身で破棄してください。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

産前・産後の国民年金保険料の免除

出産（妊娠 85 日（4 か月）以上（死産、流産、早産を含む））予定日または、出産日が属する月の前月から 4 か月間の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間の国民年金保険料が免除されます。

手続き

いつまでに

.....
出産予定日の 6 か月前から出産後まで

どこで

.....
町民課

必要となるもの

.....
母子健康手帳

★お問合せ★

町民課 TEL：359-5504

新生児訪問

赤ちゃんが生まれたら、保健師が家庭訪問し、お母さんや赤ちゃんの健康状態を確認したり、心配事をお聞きしたりします。

訪問時期の目安は、出生後およそ3週間頃です。

訪問の内容

- 赤ちゃんの体重測定、全身状態の確認
- お母さんの心身状態の確認（アンケートへの記載をお願いしています）
- 母子健康手帳の確認（妊娠中の経過や、出生時の状況を確認させていただきます）
- 予防接種の受け方についての説明、予診票・予防接種券の配付
- 乳幼児健診についての説明
- その他

※赤ちゃんのこと、お母さん自身のことなどお気軽にご相談ください。

里帰り先での新生児訪問

里帰り先への訪問を希望される方は、お問い合わせ先までご相談ください。滞在先の市町村職員による訪問が可能な場合があります。

里帰り先から自宅に戻った後、予診票等の配付や乳幼児健診についての説明を行います。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

新生児聴覚検査費助成

出生後、医療機関において赤ちゃんが聴覚検査を受ける際の費用を助成します。

実施対象者

大郷町に住所を有する新生児

住所変更したとき

新生児聴覚検査受診票は、市町村によって異なります。町外へ転出されたときは、新しい住所地の市町村役場にご確認ください。大郷町発行のものは使用できません。

助成上限額

8,000 円

町委託医療機関での新生児聴覚検査

母子健康手帳交付手続きの際、「新生児聴覚検査受診票（助成券）」を交付します（母子健康手帳別冊の中にあります）。町委託医療機関において、「新生児聴覚検査受診票（助成券）」を提出することで、助成が受けられます。

町委託医療機関以外での新生児聴覚検査

里帰りなどにより県外の医療機関など町委託医療機関以外で新生児聴覚検査を受ける場合は、新生児聴覚検査受診票（助成券）を使用することができません。

以下の流れで手続きを行ってください。適当と認められる場合、町が定める金額を上限として費用助成を行います。

対象者

次のすべての要件を満たす保護者

- ・大郷町に住所を有する
- ・大郷町に住所を有する新生児を養育している
- ・町委託医療機関以外における新生児聴覚検査を希望する

新生児聴覚検査を受ける前に

- ①「里帰り等 新生児聴覚検査受診票（助成券）」の交付申請をしてください。

申請先：町民課こども健康室（保健センター）

持ち物：・母子健康手帳

・母子健康手帳別冊（新生児聴覚検査受診票（助成券））

新生児聴覚検査を受けるときは

②医療機関で「里帰り等 新生児聴覚検査受診票（助成券）」に検査結果を記入してもらいます。

③検査費用を、一旦全額お支払いください。

新生児聴覚検査が終わったら

④検査を受けた日から1か月以内に申請してください。

申請先：町民課こども健康室（保健センター）

持ち物：・里帰り等新生児聴覚検査費助成申請書

・医療機関発行の領収書（原本）

・検査結果記入済みの里帰り等新生児聴覚検査受診票

・母子健康手帳

・通帳またはキャッシュカードの写し（申請者の方分）

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

産婦健康診査費助成

これまで、産後1か月健診の費用助成を実施しておりましたが、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、産後2週間健診も追加します。ぜひ、ご活用ください。

対象者

大郷町に住所を有する産後2週間、1か月の産婦

助成上限額

産後2週間健診：5,000円

産後1か月健診：5,000円

住所変更したとき

産婦健康診査受診票（助成券）は、市町村によって異なります。町外へ転出されたときは、新しい住所地の市町村役場で改めて「産婦健康診査受診票（助成券）」の交付を受けてください。大郷町発行のものは使用できません。

町委託医療機関での産婦健康診査

母子健康手帳交付手続きの際、「産婦健康診査受診票（助成券）」を交付します（母子健康手帳別冊の中にあります）。町委託医療機関において、「産婦健康診査受診票（助成券）」を提出することで助成が受けられます。

町委託医療機関以外での産婦健康診査

里帰りなどにより町委託医療機関以外で受ける場合は、産婦健康診査受診票（助成券）を使用することができません。

以下の流れで手続きを行ってください。適当と認められる場合、町が定める金額を上限として費用助成を行います。

対象者

次のすべての要件を満たす保護者

- ・大郷町に住所を有する
- ・町委託医療機関以外における産婦健康診査を希望する

産婦健康診査を受ける前に

- ①「里帰り等産婦健康診査受診票」の交付申請をしてください。

申請先：町民課こども健康室（保健センター）

持ち物：・母子健康手帳

・母子健康手帳別冊（産婦健康診査受診票（助成券））

産婦健康診査を受けるときは

- ②医療機関に、医療機関あての依頼セット（里帰り等 産婦健康診査受診票及び封筒）をお渡しください。健診費用を、一旦全額お支払いください。

産婦健康診査が終わったら

- ③健診を受けた日から1か月以内に申請してください。

申請先：町民課こども健康室（保健センター）

持ち物：・里帰り等産婦健康診査費助成金交付申請書

・医療機関発行の領収書（原本）

・母子健康手帳

・通帳またはキャッシュカードの写し（申請者の方分）

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

産後ケア事業

出産後は、育児に関する心配や不安を感じやすくなります。

大郷町では、お母さんの育児の不安を少しでも軽くし、安心して子育てに取り組めるよう、育児のサポートを受けることができる「産後ケア事業」を実施します。

対象者

町内に住民票を有する1歳未満のお子さんとお母さん（ただし、施設が受入れ可能な月齢まで）

内容

類 型	宿泊型	通所型 (6時間)	通所型 (2時間)	訪問型 (相談型)
内 容	休養の機会の提供、心身のケア、育児サポート等 ※母子で施設に宿泊	心身のケア、育児相談、乳房ケア、授乳相談、休憩（赤ちゃんの預かり）等	心身のケア、育児相談、乳房ケア、授乳相談等	心身のケア、育児相談、乳房ケア、授乳相談等
利用時間	10時～翌日16時	6時間	2時間	2時間
食 事	1泊2日の場合は4食付	昼食付	—	—
利用回数	合わせて最大7日 ※宿泊型は1泊2日を「2日」とカウント			
利用料 (1日あたり)	6,000 円	3,600 円	1,400 円	2,000 円

※非課税世帯・生活保護受給世帯の方は、利用料の減免制度があります。

※訪問型の利用料には、助産師が訪問する際にかかる交通費を含みます。

※医療行為が必要な場合は利用できません。

※送迎はありません。

※家族が同席できる場合がありますので、ご希望の方は予約時に施設へご相談ください。

※お母さんだけでも利用できますが、赤ちゃんだけの預かりはできません。

※キャンセルの場合、利用日前日の午前10時までに施設へご連絡ください。連絡がない時は、キャンセル料を施設へお支払いいただきます。

利用までの流れ

1 申請	○町民課こども健康室で、「大郷町産後ケア事業利用申請書兼同意書」に記入し申請してください。保健師等が育児状況や産後の支援状況について、お話を伺います（妊娠中に申請する場合は、出産後にお話を伺います）。 ○持ち物 ・母子健康手帳 ・生活保護を受給している方は、生活保護受給者証 ・町民税非課税世帯で申請する年度の1月1日時点で大郷町以外に住民票があった方が同一世帯にいる場合は、市町村民税非課税状況のわかる書類 ○申請期間 妊娠 32 週から利用希望日の7日前まで（土日祝日を除く）余裕をもって申請ください。 すぐに利用したい事情のある方は、お電話で町民課こども健康室にご相談ください。
2 利用決定	①「大郷町産後ケア事業利用決定通知書」「大郷町産後ケア事業利用券兼利用者状況報告書」が届きます。 ②施設へ連絡し、予約を取り、当日の持ち物や時間などの確認を行ってください。 ※ご利用時に、お母さん・お子さん・ご家族のいずれかに、発熱や咳などの感染性疾患の症状がある場合は、利用をお断りする場合があります。
3 利用	○産後ケアを受けます。「大郷町産後ケア事業利用券兼利用者状況報告書」、母子健康手帳、利用料を必ずご持参又はご用意ください。 ○利用料を直接、施設にお支払いください。

助成制度について

- ・産後ケア事業を利用し、施設に支払った自己負担額を助成します。
- ・助成を受けるためには、大郷町産後ケア事業利用料助成金交付申請書兼請求書に必要書類を添えて、申請する必要があります。

○必要書類：母子健康手帳の写し、利用料を支出したことが確認できる書類（請求書等）、振込先通知書の写し。

○申請先：町民課こども健康室

利用できる施設

※利用できる施設については、町ホームページをご覧ください

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

乳児健康診査

対象者

大郷町に住所を有する2か月児、および8～9か月児

住所変更したとき

受診票は、市町村によって異なります。町外へ転出されたときは、新しい住所地の市町村役場で改めて交付を受けてください。大郷町のものは使用できません。

町委託医療機関での乳児健康診査

母子健康手帳交付手続きの際に、「乳児健康診査受診票（助成券）」を交付します。これを町委託医療機関へ提出することにより、助成を受けることができます。

町委託医療機関以外での乳児健康診査

町委託医療機関以外で受ける場合、助成を受けることはできません。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

乳幼児健康診査

健康診査は、お子さんの発育・発達を確認していただく大切な機会です。忘れずに受けましょう。

日時・対象者

「令和7年度こどものすくすく予定表」又は広報誌等をご覧ください。問診票は、新生児訪問時にお渡ししています。

体調不良等で受けられない場合は、町民課こども健康室にご連絡ください。

内容等

健康診査名	内 容	持ち物
乳児健康診査	・身体計測 ・小児科診察 ・育児相談	・問診票 ・母子健康手帳 ・バスタオル
1 歳 6 か月児健康診査	・身体計測 ・小児科・歯科診察	
2 歳児健康診査	・育児相談	
3 歳児健康診査	・身体計測 ・小児科・歯科診察 ・育児相談 ・視聴覚検査 ・尿検査	・問診票 ・母子健康手帳 ・バスタオル ・きこえかたと言葉の調査票 ・目に関する調査票 ・採った尿

場所

大郷町保健センター

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

歯と離乳食の教室（ぱくもぐ☆歯ピカピカ教室）

離乳食は、母乳やミルクしか飲んでいなかった赤ちゃんが、生後5～6か月頃から約1年をかけて、大人と同じような食事ができるようになるためのステップです。

頑張り過ぎず、気長に赤ちゃんが少しずつ食べられるようになる過程を楽しんでいきましょう。

日時・場所

日時は、「こどものすくすく予定表」又は広報誌等をご覧ください。

場所は、大郷町保健センターです。

対象者

大郷町に住所を有する乳児と保護者

※約1か月前を目安に通知を送付します。

内容

時 期	実施内容	持ち物
4か月～5か月児	・離乳食の講話 ・簡単な調理実習 ・育児相談 ・歯の講話 ・離乳食相談	・母子健康手帳 （身体計測希望者） ・バスタオル ・オムツ等

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

育児相談と親子のふれあい「おやこのへや」

楽しみながらお子さんの発達を促しましょう。

対象者

大郷町に住所を有する0歳～小学校入学前のお子さんとその保護者

日時

日時は、「こどものすくすく予定表」又は広報誌等をご覧ください。
月1回実施しています。

場所

大郷町保健センター

内容

自由遊び、親子ふれあい遊び、育児・栄養相談、身体計測（希望者）

申込方法

電話またはメール（QRコードからメール送信にて申し込みできます）



★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

幼児精神発達相談「のびのび相談」

お子さんの精神発達をより促すため、臨床発達心理士が、精神発達相談・知能検査・発達検査を行い、保護者にアドバイスをを行います。

日時と場所

日時は、「こどものすくすく予定表」をご覧ください。月1回2名まで実施しています（要予約）。
場所は、大郷町保健センターです。

対象者

大郷町に住所を有する就学前のお子さんで、ことばの遅れや落ち着きがないなど、精神発達において心配のあるお子さんとその保護者

※保護者の希望があり、かつ、保健師が必要と認める場合に相談を受けることができます。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

定期予防接種

お母さんが赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力（免疫）は、自然に失われていくため、赤ちゃん自身で免疫を高めて疾病を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。予防接種に対する正しい理解のもと、接種を受けましょう。

定期予防接種

予防接種法で定められた予防接種をいいます。

種類

- 小児肺炎球菌ワクチン
- B型肝炎
- ロタウイルス
- BCG
- 四種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ）
- 五種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ・ヒブ）
- ヒブ
- 麻しん風しん（MR）
- 水痘（みずぼうそう）
- 日本脳炎
- 二種混合（ジフテリア・破傷風）
- ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）

接種を受ける場所

町委託医療機関

持ち物

予診票、予防接種券、母子健康手帳

- 予診票と予防接種券は、新生児訪問時に「予防接種手帳」としてまとめてお渡しします。
- 予防接種券を医療機関に提出することにより、費用が無料となります。
- 子宮頸がん予防接種については、中学校 1 年生時に予診票等を郵送します。

留意事項

- 事前に医療機関に電話等で予約し、お子さんの体調がよいときに受けてください。
- 転入等により、大郷町の予診票等をお持ちでない方は、下記までお問い合わせください。
- 大郷町から転出した場合は、転出先の市町村で予診票等の交付を受けてください。大郷町発行のものは使用できません。

町委託医療機関以外での定期予防接種

やむを得ない事情により町委託医療機関以外で定期予防接種を受ける場合は、大郷町発行の予防接種券・予診票を使用することができません。

以下の流れで手続きを行ってください。適当と認められる場合、町が定める金額を上限として費用助成を行います。

接種を受ける前に

- ①「定期予防接種依頼書交付申請書」により申請をしてください。ただし、複数回の接種を受けたい場合で接種日が年度をまたぐ場合は、前もって町民課こども健康室へご相談ください。
申請先：町民課こども健康室（保健センター）
持ち物：・母子健康手帳
- ②町が内容を審査し、適当と認めるときは「定期予防接種依頼書」を申請者に送付します。

接種を受けるときは

- ③接種医療機関に「定期予防接種依頼書」を持参し、定期予防接種を受けます。
- ④接種費用を、一旦全額お支払いください。領収書に予防接種名の記載がない場合は、記入してもらってください。予診票は、原本又は写しを受け取ってください。

接種が終わったら

- ⑤送付された「定期予防接種依頼書」に記載された最終の予防接種後1か月以内に申請してください。3月中に接種を受けた分は、申請する旨をあらかじめご連絡の上、3月31日までに申請してください。
申請先：町民課こども健康室（保健センター）
持ち物：・定期予防接種費用助成金交付申請書
・医療機関発行の領収書（原本）
・予診票（原本又は写し）
・母子健康手帳
・通帳またはキャッシュカードの写し（申請者の方分）

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

こども任意予防接種費用助成

子育て世代の経済的負担を軽減するため、任意接種である「おたふくかぜ」「こどもインフルエンザ」の予防接種について、接種費用の一部を助成します。

対象者

助成対象者は、町内に住所を有する接種対象者を養育する方です。

	接種対象者	助成内容	助成額	接種時期
おたふくかぜ	1歳以上3歳未満	1回目のみ	4,000円	通年
こどもインフルエンザ	①生後6か月以上13歳未満 ②13歳以上18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある方	①2回 ②1回	1回につき 2,000円	10月1日～ 翌年1月31日

※生活保護世帯の方は全額助成。医療機関窓口にて「生活保護受給者証」の提示が必要です。

助成

接種医療機関	持ち物	助成方法
A) 委託医療機関で受ける場合	自己負担金、大郷町発行の予防接種予診票、母子健康手帳	自己負担分(助成上限額を超えた額)を窓口でお支払いください。
B) 上記以外の場合	接種費用、母子健康手帳	接種費用全額をお支払いください。接種日から1か月以内に町民課こども健康室で、以下の書類により費用助成の申請ができます。 【持ち物】 領収書の原本(被接種者の氏名、接種日、ワクチン名、支払い金額、接種医療機関名の記載、領収印があるもの)、母子健康手帳等、接種記録が記載されているものの写し、振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL: 359-3030

長期療養者のための定期予防接種

長期にわたり療養を必要とする病気にかかったこと及び特別の事情により定期予防接種(ロタウイルスを除く。)の機会を逃した方について、予防接種の機会を提供するものです。

対象者

接種対象者	・町内に住所を有する方 ・定期予防接種(ロタウイルスを除く。)の対象者であった間に長期にわたり療養を必要とする病気にかかったこと及び特別の事情により、定期予防接種の機会を逃した方
対象期間	・長期にわたり療養を必要とする病気等の特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日まで (高齢者肺炎球菌予防接種については1年以内です)
予防接種名 年齢制限	ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ：15歳の誕生日前日まで(四種混合ワクチン及び五種混合ワクチンを使用する場合に限る。) BCG：4歳の誕生日前日まで ヒブ：10歳の誕生日の前日まで(五種混合ワクチンを使用する場合は、15歳の誕生日前日まで。) 小児肺炎球菌：6歳の誕生日の前日まで
対象となる 予防接種	ヒブ感染症、小児肺炎球菌感染症、B型肝炎、四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)、五種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ)、結核(BCG)、麻しん・風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合(ジフテリア・破傷風)、ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)
必要書類	①長期療養者のための定期予防接種申請書(様式第1号) ②長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期予防接種に関する特例措置対象者該当理由書(様式第2号)
申請場所	町民課こども健康室(保健センター)
申請から助成までの流れ	①保護者が、主治医に次の書類を記入してもらいます。 ・長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期予防接種に関する特例措置対象者該当理由書(様式第2号) ②保護者が、大郷町に次の書類にて申請します。この際、指定医療機関は、町指定医療機関から選択します。 ・長期療養者のための定期予防接種申請書(様式第1号) ・長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期予防接種に関する特例措置対象者該当理由書(様式第2号)

	・母子健康手帳の写し(高齢者を除く) ③町が内容を審査し、適当と認めるときは、「予防接種券・予診票」を申請者に送付します。 ④保護者が、接種医療機関に予防接種券、予診票及び母子健康手帳を持参し、接種を受けます。接種費用はかかりません。
--	---

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成

造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植）により、移植前に接種した定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方が、任意で再度の予防接種を受ける場合に要する費用を助成します。

対象者

接種対象者	・町内に住所を有する20歳未満の方で、造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植）により、移植前に接種した定期予防接種による予防効果が期待できないと医師に判断された方
助成対象者	・町内に住所を有し、対象となる予防接種の接種費用を負担する方で、町税を完納している方
助 成 額	・医療機関での予防接種費用全額（ただし、町が定める額を上限とする） ・BCGを除きます。
助成申請	・該当する予防接種の最終の接種日から1か月以内に、申請してください。

申請の流れ

以下の流れで手続きを行ってください。適当と認められる場合、町が定める金額を上限として費用助成を行います。

接種を受ける前に

①以下の書類にて、町民課こども健康室（保健センター）へ申請してください。

- ・造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成申請書
- ・造血幹細胞移植によりワクチン再接種にかかる意見書（医師が記入）
- ・母子健康手帳
- ・町税調査同意書（又は町税の滞納がないことの証明書に代えられます。ただし、申請日前1月以内に発行されたもの。）

※複数回の接種を受けたい場合で接種日が年度をまたぐ場合は、前もって町民課こども健康室へご相談ください。

②町が内容を審査し、適当と認めるときは「大郷町造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成認定通知書」を申請者に送付します。

接種を受けるときは

- ③接種医療機関に「大郷町造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成認定通知書」、母子健康手帳を持参し、予防接種を受けます。
- ④接種費用を、一旦全額お支払いください。領収書に予防接種名の記載がない場合は、記入してもらってください。

接種が終わったら

- ⑤該当する予防接種の最終の接種費から1か月以内に申請してください。3月中に接種を受けた分は、申請する旨をあらかじめご連絡の上、3月31日までに申請してください。

申請先：町民課こども健康室（保健センター）

持ち物：・大郷町造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成金交付申請書

- ・医療機関発行の領収書（原本）
- ・母子健康手帳又は予防接種済証
- ・通帳またはキャッシュカードの写し（申請者の方分）

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

教育・保育給付認定

保育施設等を利用する際に必要な手続きです。

対象者・区分・利用時間

対象児童

町内に住所を有する0歳～満6歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童

保護者

現に対象児童を養育する方

対象児童の区分

年齢や利用、保護者の勤務時間の別において下記のとおり区分されます。

認定区分	年齢区分	利用区分	保育時間区分
1号認定 (教育標準時間)	満3歳以上	教育希望	—
2号認定 (保育認定)		教育・保育希望	標準時間 短時間
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	保育希望	標準時間
			短時間

※保育標準時間は、保護者のうち、いずれか月の就労時間が短い方の就労時間が月間120時間以上の場合で、保育短時間は、就労時間が月間60時間以上120時間未満の場合。

月間の就労時間が60時間未満の場合、保育認定はできません。

※年齢区分 … 利用する年度時点の満年齢を言います。(例を参照)

(例) 令和7年4月1日から利用する場合

5歳児クラス	H31.4.2～R2.4.1 生	}	1号・2号認定
4歳児クラス	R2.4.2～R3.4.1 生		
3歳児クラス	R3.4.2～R4.4.1 生		
2歳児クラス	R4.4.2～R5.4.1 生	}	3号認定
1歳児クラス	R5.4.2～R6.4.1 生		
0歳児クラス	R6.4.2～R6.11.30 生(生後4か月以上)		

利用時間

下表のとおり

認定区分		利用時間
1号認定		午前9時00分～午後2時00分
2号認定	標準時間	午前7時00分～午後6時00分
3号認定	短時間	午前8時30分～午後4時30分

手続き

いつまでに

①新年度に利用する場合 … 毎年10月ごろ(詳しい期間は町HP等でご確認ください。)

②年度途中から利用する場合 … 利用開始希望日の2か月前から1か月前まで

※上記期間以前に受付することはできません。

上記期間以後に手続きいただくことはできますが、利用開始希望日等の希望に沿えない場合があります。

どこで

①1号認定の場合 … 利用を希望する施設

②2号・3号認定の場合 … 町民課こども健康室(保健センター)

※1号認定の場合であっても町外施設の利用を希望する場合、手続きの方法が異なりますので、事前にご相談ください。

必要となるもの

下記の共通様式のほかに、認定の希望、家庭状況等により提出書類が異なりますので、よくご確認ください。

共通様式	
施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書	
1号認定希望者	
入園願書	
2号・3号認定希望者(利用児童の同居する世帯員で18歳以上65歳未満の者※1)	
保育必要事由	必要書類
会社等に勤務(内定)	就労証明書
自営業(農業・商業)	申立書(農業・商業)
内職	内職証明書
妊娠・出産※2	母子健康手帳の写し
疾病・心身障害	疾病療養状況申告書、診断書等※3
介護・看護	看護(介護)状況申告書、診断書等※3
求職活動※4	求職活動申立書
就学	就学(予定)証明書、生徒手帳の写し

※1 世帯分離の有無によらず、対象児童と同居されている方が対象です。年齢は申請日時点です。

※2 出産予定日の2か月前から産後2か月後まで利用できます。

※3 状況により提出いただく書類が変わりますので、ご連絡ください。

※4 認定日から起算して90日間利用できます。期間内に就労に至らなかった場合、退所となります。

下表に該当する方は記載の必要書類を添付してください。

該当者	必要書類
本籍地が大郷町外の母子（父子）家庭の方	児童の戸籍謄本
父母共に所得税と市町村民税が非課税で、祖父母と同居している児童	児童の健康保険証（資格確認書）の写し

入所の決定など

入所の決定までの流れ

提出された書類を審査し、給付認定の可否について結果を通知します。2号・3号認定の場合、結果の通知後、希望施設との面談を行っていただき、面談の結果をもって入所の可否を決定し、結果を通知します。（1号認定の場合、施設の決定によります。）

利用者負担額(保育料)について

利用者負担額は保護者の市町村民税所得割額の合計によって決定されます。この金額は、4月から8月分までは、利用の前年度の課税額、9月分から翌年3月分までは当年度の課税額を基に算定されます。また、このほかにひとり親家庭等の事情が考慮されます。利用者負担額の決定は、利用の決定時、新年度の利用開始前、算定基準課税年度の切り替え時などに通知されます。

利用開始後に変更が生じた場合

住所が異動したときや勤務先が変わったときなど、給付認定を受けるにあたって申請した事項に変更が生じた場合、速やかに届け出てください。例えば、退職したにも関わらず、届け出ず保育利用を継続した場合、利用事由に該当しないため、退職日の属する月で退所の扱いとなり、退所後に利用していた日については、施設と私的に契約して利用したこととなり、利用者負担額以上の金額支払いを請求されることとなります。（国等が負担していた保育料が利用者の負担となるため）

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

幼保連携型認定こども園 すくすくゆめの郷こども園

0歳～5歳児まで対象とした教育・保育施設です。

施設情報

設置主体

社会福祉法人みらい

所在地

〒981-3502 大郷町粕川字新 30

認可定員

247人

対象児童

生後4か月から未就学児まで

開設日など

開設日 … 日曜・祝日・年末年始を除く全日

開設時間 … 平日午前7時～午後7時、土曜午前7時～午後6時

付帯情報

延長保育事業

平日午後7時まで延長保育を実施しています。利用される場合、事前に申込が必要です。

一時預かり事業(一般型・幼稚園型)

生後6か月以上の未就園児や1号認定児童の一時預かり事業を実施しています。一時預かりは保護者の傷病等の緊急的な場合や育児疲れのリフレッシュのために利用することができます。お子さんの年齢や利用時間によって料金が異なりますので、詳細は施設までお問い合わせください。

※一般型の一時預かりは原則週3日以内の利用が上限となります。

要支援児保育事業

満3歳以上児クラスでは、保護者の申し出により、支援を要する児童が集団の中でのびのびと保育を受けられるようにサポートする保育教諭等を配置しています。お子さんの発達や性格に関して不安がある場合、施設あてご相談ください。

満3歳以上児クラスの児童について

満3歳以上児クラスでは、通園バス（教育認定）の利用、給食費、保育料が無償化されています。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

ゆめの杜保育園（小規模保育事業所 A 型）

0 歳～2 歳児まで対象とした保育施設です。

施設情報

設置主体

社会福祉法人みらい

所在地

〒981-3521 大郷町中村字原町 9-4

認可定員

19 人

対象児童

生後 4 か月から 2 歳児まで

開設日など

開設日 … 日曜・祝日・年末年始を除く全日

開設時間 … 午前 7 時～午後 6 時

付帯情報

延長保育事業

実施していません。

一時預かり事業（一般型・幼稚園型）

実施していません。

要支援児保育事業

実施していません。

通園バス

実施していません。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

小学校入学に向けて

就学時健康診断(新小学一年生)

小学校に入学予定の児童を対象に、入学する前年の10月～11月に健康診断を行います。9月末時点で大郷町に住所がある対象者の方に通知しますので、指定された会場で受診してください。

※欠席した場合は、11月末までに各指定医療機関で受診していただく必要があります。

入学通知書(新小学一年生・新中学一年生)

入学前の1月末までに、教育委員会より入学期日及び学校名を記載した入学通知書を送付します。

次の場合は、学校教育課までご連絡ください。

- ・入学通知書が届かない場合
- ・入学通知書を受け取った後に、転居、転出する場合
- ・入学通知書の記載内容に誤りがある場合
- ・大郷町以外の学校等に入学する場合

入学支援事業(新小学一年生・新中学一年生・転入生)

子育て支援事業の一環として、新小・中学一年生、転入生を対象に運動着の支給を行います。

対象者	内 容
新小・中学一年生	入学する年の前年10月頃に通知を出しますので、ご確認ください。 小・中学校入学説明会にて引換券による運動着の支給になります。
転入生	転入連絡時に、ご案内いたします。 その後、保護者からの申請により対象費用を支給いたします。

※大郷町在住の新小・中学一年生で、大郷町立学校以外の学校へ就学される方は転入生と同様、申請方式による対象費用の支給になります。

★お問合せ★

学校教育課 TEL：359-5514

就学援助

大郷町では、経済的理由などにより認定基準に該当する方に対し、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

対象世帯(認定基準)

- ① 生活保護を受けている方
 - ② 前年度又は当該年度において、生活保護の停止又は廃止になった方
 - ③ 児童生徒と生計を一にする世帯全員の町民税が非課税の世帯に属する方
 - ④ 児童扶養手当を受給している方（一部受給者の方は除きます）
 - ⑤ ①～④に該当しないが経済的に困りの方
 - ⑥ 災害等で被害を受け、生活が困窮していると認められる方
 - ⑦ 前各項以外で、特に援助が必要であると認められる方
- ※上記のうち、生活保護世帯は要保護、その他の世帯は準要保護となります。

内容

対象経費・金額

費目	支給対象		小学校		中学校		備考
	要保護	準要保護	1年	2～6年	1年	2～3年	
学用品費等		○	2,270 円	13,900 円	2,270 円	25,000 円	
新入学用品費		○	57,060 円	—	63,000 円	—	4/1 認定の1年生のみ
校外活動費		○	交通費・見学料（宿泊の有無により限度額が変わります）				参加者のみ
修学旅行費	○	○	交通費・宿泊費等 限度額 22,690 円		交通費・宿泊費等 限度額 60,910 円		参加者のみ
オンライン学習通信費		○	15,000 円		15,000 円		

※上記の金額は令和7年度の額で、国の基準により改定する場合があります。

※年度の途中で申請した場合は、支給金額が変わります。

支給

認定された場合は、指定口座に年2～3回に分けて支給します。

手続き

新年度4月からの認定について、学校を通じて同年2月頃、保護者にお知らせします。
年度途中からの認定を希望される場合は、学校教育課までご連絡ください。

★お問合せ★

学校教育課 TEL：359-5514

小・中学校区域外就学

特別な事情があって大郷町内の小・中学校へ通学したい場合、大郷町以外の小・中学校へ通学を希望する場合、申請により通学できる場合があります。

※区域外就学ではスクールバスはご利用できません。

手続き

大郷町教育委員会（学校教育課）にて申請手続きが必要になりますので、窓口又は下記お問い合わせ先にご連絡ください。

認定例

- ・卒業前に町外に転出した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合
- ・大郷町に転入予定で、あらかじめ通学を希望する場合

お住まいが大郷町、通学先が町外の場合

希望する学校が所在する教育委員会にお問い合わせください。

下記に該当する場合

大郷町教育委員会（学校教育課）への申請が必要になりますのでお問い合わせください。

- ・県立、私立学校等に進学する場合
- ・県立、私立学校等に既に在籍中で大郷町に転入する場合

★お問合せ★

学校教育課 TEL：359-5514

放課後児童クラブ事業

放課後に、小学生が遊べる場・生活できる場です。

対象者など

対象児童・定員

保護者が労働等により、昼間家庭にいない大郷小学校に在学又は在学予定の児童（定員 100 名）

保育料

月額 3,000 円（同一家庭で 2 人以上利用の場合、2 人目以降月額 1,500 円）

※毎月末までに町が徴収いたします。希望により口座振替をご利用いただけます。

月途中からの利用又は月途中の退所の場合であっても日割り計算はいたしません。

保育料のほかに児童クラブが徴収する間食費等を負担いただきます。

開所日

日曜・祝日・年末年始を除く全日（天災等により臨時で休所する場合があります。）

開所時間

開所日の区分により下表のとおり。

開所日区分	午前延長	通常時間	午後延長
学校授業日	—	下校後～ 午後 6 時 00 分	午後 6 時 00 分～ 午後 7 時 00 分
学校休業日	午前 7 時 00～ 午前 8 時 30 分	午前 8 時 30 分～ 午後 6 時 00 分	
土 曜 日			—

通所方法

学校授業日は学校から歩いて、学校休業日及び土曜日は保護者が送り届けてください。また、帰宅方法はいずれの場合も保護者の方のお迎えとなります。

手続き

いつまでに

①新年度利用する場合 … 毎年 12 月ごろ（詳しい期間は町 HP 等でご確認ください。）

②年度途中から利用する場合 … 利用希望日の 2 か月前から 1 か月前まで

※上記期間以前に受付はできません。

上記期間以後に手続きいただくことはできますが、利用開始希望日等の希望に沿えない場合があります。

どこで

おおさと児童クラブ（大郷町児童館内）

必要となるもの

下記の共通様式のほかに、延長の希望、家庭状況等により提出書類が異なりますので、よくご確認ください。

共通様式	
放課後児童クラブ利用申込書	家庭状況調査票
放課後児童クラブ利用に関する同意書	
希望者提出物	
放課後児童クラブ延長利用申込書	
該当者提出物	
該当事由	提出書類
会社等に勤務（内定）	就労証明書
自営業（農業・商業）	申立書（自営・農漁業の方）
看護・介護	看護（介護）状況申告書※
疾病・障害	疾病療養状況申告書※

※診断書等を添付いただく必要があります。

入所の決定など

入所の決定までの流れ

児童クラブにて書類の提出及び面談を行っていただきます。その後、提出書類の審査及び面談結果によって、入所の可否を決定し、結果を通知します。

利用開始後に変更が生じた場合

住所が異動したときや勤務先が変わったときなど、入所にあたって申請した事項に変更が生じた場合、速やかに届け出てください。

こんなときには

- ①退所 … 退所を希望する 10 日前までに退所届を提出ください。なお、前述のとおり月途中退所による保育料の日割り計算は行いませんのでご注意ください。（1 日に退所した場合でも月額 3,000 円が発生します。）
- ②離職 … 離職した場合、原則退所となります。引き続き利用を継続したい場合、事前にご相談ください。

- ③転職 … 新しい勤務先の勤務証明書及び変更届を提出してください。
- ④口座変更 … 口座振替依頼書を金融機関に提出してください。
- ⑤住所変更等 … 変更届を提出してください。
- ⑥利用休止 … 事前にご相談ください。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

子ども夜間安心コール

お子さんが適切な医療を受けるためには、日ごろから、お子さんの体質や既往歴などを知る「かかりつけ医」をもつことが望ましいです。

夜間の急な発熱などのときは、宮城県こども夜間安心コールを利用できます。

宮城県こども夜間安心コール

お子さんの急な発熱・急なケガ、すぐに受診したほうがよいのか、様子を見ても大丈夫なのか、迷ったときにご相談ください。経験豊富な看護師がアドバイスしてくれます。

相談時間

毎日午後7時から午前8時まで

＊プッシュ回線の固定電話、携帯電話から・・・「＃8000」

＊プッシュ回線以外の固定電話、PHS から・・・「022-212-9390」

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

医療機関に関する情報提供

みやぎけん こどもの救急ガイドブック

急な発熱やケガなどについて、症状別に医療施設へのかかり方のおおよその目安、家庭での対処方法やお医者さんにかかるときに伝えることなどについて情報提供しています。

ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/shouni04-2.html>
 (監修：公益社団法人宮城県医師会/公益社団法人日本小児科学会宮城地方会)



こどもの救急(ONLINE-QQ)

夜間や休日などの診療時間外に医療機関を受診するかどうか、判断の目安について、情報提供しています。

対象年齢は、生後1ヶ月から6歳までのお子さんです。

ホームページ <http://kodomo-qq.jp/index.php>
 (監修：厚生労働省研究班/公益社団法人日本小児科学会)



医療情報ネット（ナビイ）（検索サイト）

厚生労働省では、全国の医療機関を検索できるシステムを公開しています。診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から医療機関を検索できます。

ホームページ

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

特別児童扶養手当

精神（知的障害を含む）または身体に障害を有する 0 歳～20 歳までの児童を養育する方が受け取れる手当です。

受給資格対象者など

受給資格対象者

20 歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等

支給対象児童

対象となる障害を有する 0 歳から 20 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童

対象となる障害

視力・聴力・平衡機能・そしゃく機能・言語等の障害、肢体不自由、その他精神の障害
※それぞれの詳細は県ホームページ等を参照ください。

扶養義務者

受給資格対象者の血族にあたる方（受給資格対象者の父母・祖父母・きょうだいなど）

手当月額など

手当月額

障害の程度により下記の区分により支給されます。

認定区分	手当月額	認定区分	手当月額
1 級	56,800 円	2 級	37,830 円

支給時期

原則、申請の翌月分から支給されます。受給資格者への振込みは 4 月・8 月・11 月の 11 日頃に行われます。該当月の前月 4 か月分（11 月は 8～11 月分）が支払われます。

所得制限

障害の程度が 2 級以上と認定された場合、下表に掲げる所得制限により支給の可否が決定されます。

扶養 親族数	受給資格者	配偶者及び扶養義務者の所得制限
0 人	4,596,000 円未満	6,287,000 円未満

1人	4,976,000 円未満	6,536,000 円未満
2人	5,356,000 円未満	6,749,000 円未満
3人	5,736,000 円未満	6,962,000 円未満
4人	6,116,000 円未満	7,175,000 円未満
5人	6,496,000 円未満	7,388,000 円未満
6人目以降	上記に1人につき380,000 円加算	上記に1人につき213,000 円加算

※地方税法上の所得額とは控除の種類等が異なります。

手続き

いつまでに

- ①認定請求 … 対象児童が要件に該当するに至ったとき
- ②額改定請求（増額） … 受給資格者が養育する「要件に該当する対象児童」が増えたとき
- ③額改定請求（減額） … 対象児童の一部を養育しなくなったときなど
- ④所得状況届 … 毎年8月～9月
- ⑤期間満了届 … 再診断月（再度診断書を提出いただきますので、事前に証書等に記載の再診断月に合わせて病院の受診予約を行ってください。）
- ⑥資格喪失 … 対象児童を監護しなくなったときなど
- ⑦各種届出 … 住所・振込口座・連絡先などが変更されたとき

※町内の住所異動時は手続き不要です。

養育する対象児童の全てが20歳に達する日以降の最初の3月31日を迎えた場合は自動的に資格喪失となります。

どこで

町民課こども健康室（保健センター）

※認定に係る審査等は宮城県が行います。

必要となるもの

認定請求時は以下のものが必要になります。ただし、該当する要件や申請時期などによって記載されているもの以外の書類が必要となる場合がありますので、事前にお問合せ先までご連絡ください。

【必要書類】

認定請求書、戸籍謄（抄）本※1、世帯全員の住民票※2、現況調書、生計維持等に関する調書、振込先口座申出書、振込を希望する口座の通帳又はキャッシュカード、診断書

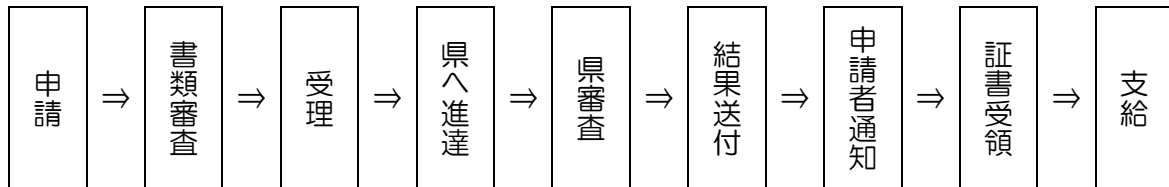
※1 受給資格対象者及び養育する児童が記載されているもの

※2 世帯分離の有無によらず同住所地にある者全員分

支給の決定など

支給認定

認定の申請は市町村になりますが、受給資格の認定等は宮城県が行います。認定され支給される場合、町への申請日の翌月分から支給されます。



申請された書類を確認し、不備の修正や追加書類の提出、申請内容の調査の依頼等を行い、書類が揃った段階で受理となります。県へ進達後、翌月又は翌々月に県の審査結果が町へ送付されます。町が結果を確認し、申請者あて連絡をいたします。

所得の判定

同居する扶養義務者がある場合、受給資格対象者のほか、扶養義務者のうち、所得の高い者が審査対象となります。所得の状況は町が調査いたしますので、ご自身でお調べいただく必要はありません。所得制限以上の所得があった場合、不支給と決定されても資格は認定されます。

よくある質問

Q1 子どもの障害が要件に該当する程度なのかがわかりません。

A1 その障害のために受診している病院の先生にご相談ください。

Q2 申請してから1か月程度たつが結果が来ない。

A2 宮城県では月締めで事務を行っています。また、審査会は障害種別ごとに行われており、それぞれ月1回のため、最長で結果の送付まで2か月程度かかる場合があります。

Q3 資格認定を受けたが、所得制限により不支給の決定を受けた。所得状況届は提出が必要か。

A3 不支給であっても所得状況届をご提出ください。当該年度の所得が所得制限以下となった場合、支給されるようになります。

Q4 期間満了届の通知が来たが、病院の受診の予約が期間までにとれず、提出できない。

A4 期間満了届提出期日までに書類の提出がない場合、遅れた月分、不支給の期間が発生します。ただし、受給資格者又は対象児童が傷病等により受診ができないなど、正当な理由がある場合、特別に認められる場合があります。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

障害児福祉手当

身体又は知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする方に対して、手当を支給することにより、重度の障がいのため必要となる精神的・物質的な特別の負担を軽減し、福祉の向上を図るものです。

制度

対象となる方

在宅の20歳未満の方で、身体・知的・精神に重度の障がい（重度の障がい重複して2つ以上）を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方。

医師の診断書により宮城県から認定されます。

内容

月額15,690円（令和6年4月現在）で認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年4回（2・5・8・11月）に3か月分ずつ本人の口座に振り込まれます。

留意事項

社会福祉施設に入所している場合や扶養義務者の年間所得が一定額を超える場合、障がいを理由とする年金を受けている場合は、支給されません。

手続き

新規申請

下記書類をそろえて保健福祉課へ申請してください。

- ①障害児福祉手当認定請求書
- ②認定診断書
- ③所得状況届
- ④世帯全員の住民票の写し（認定を受ける方と扶養義務者の続柄がわかるもの）
- ⑤口座振替依頼書
- ⑥受給者本人名義の通帳の写し
- ⑦身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

現況届

毎年8～9月に所得状況届・現況届の提出が必要です。役場から通知が届きましたら、忘れずに手続きをしてください。

受給資格喪失届

受給途中に、留意事項のいずれかに該当するようになった場合は、受給資格喪失届の提出が必要となります。

★お問合せ★

保健福祉課 TEL：359-5507

自立支援医療（育成医療）

身体に障がいがある児童（現存の疾患を放置することにより、将来障がいを残すと認められる児童を含む。）が、その障がい除去・軽減する治療（手術等）によって確実に治療効果が期待できると認められる場合、医療機関で支払う自己負担額の一部に公費（自立支援医療費）を充て、少ない負担で治療を受けることができます。

大郷町では18歳に達した後の最初の3月31日まで「すこやか子育て医療費助成」を受けることができます。「すこやか子育て医療費助成」の対象となっている児童については、自立支援医療適用後に発生する自己負担額については、すこやか子育て医療費の対象となります

給付対象者

次の①～⑦による障がいを有する満18歳未満の児童

- ① 視覚障害によるもの
- ② 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- ③ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害によるもの
- ④ 肢体不自由によるもの
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
- ⑥ 先天性の内臓の機能の障害によるもの（⑤に掲げるものを除く。）
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

※内臓の機能の障害について、内科的治療のみのものは除き、手術により、将来、生活能力を維持できる状態となるものに限り、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となります。

給付内容など

養育医療の給付

自立支援医療は、県が指定した医療機関に限り利用することができ、制度を利用するためにはあらかじめ申請が必要になります。

給付までの流れ

- ① 自立支援医療（育成医療）指定医療機関にて自立支援医療（育成医療）意見書を書いてもらいます。
- ② ①を含む申請に必要なものを準備し、町で申請手続きをしてください。
- ③ 町から保護者の所得に応じた自己負担上限額（月額）が記載された受給者証が交付されます。

- ③ 交付された受給者証を自立支援医療（育成医療）指定医療機関で提示したうえで治療を受けてください。

自己負担月額

原則として医療費の 1 割が自己負担額となります。ただし、「世帯」の所得に応じて、ひと月あたりの自己負担額の上限が次のとおり定められています

所得区分	自己負担上限額（月額）
生活保護世帯	0 円
町民税非課税世帯（年収80万円以下）	2,500 円
町民税非課税世帯（年収80万円超）	5,000 円
町民税課税世帯（所得割 3万3千円未満）	
町民税課税世帯（所得割 23万5千円未満）	10,000 円
町民税課税世帯（所得割 23万5千円以上）	当面の間「重度かつ継続」の場合のみ 20,000 円
	「重度かつ継続」に該当しない場合は 対象外
「重度かつ継続」に該当する方 腎臓機能（人工透析・移植後の抗免疫療法に限る）・小腸機能（中心静脈栄養法に限る）・免疫機能・心臓機能（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方または医療保険の高額療養費が多数該当している方	

手続き

どこで

町民課こども健康室（保健センター）

必要となるもの

- ① 自立支援医療（育成医療）意見書（自立支援医療（育成医療）指定医療機関にて作成）
- ② 障害者本人と保護者の健康保険証
- ③ 保護者が今年の1月1日（1月～6月の間に申請される場合は前年の1月1日）時点で大郷町に住所を有していなかった場合 → 住民税課税（非課税）証明書
※1月1日に住民登録をしていた市区町村長発行の住民税課税（非課税）証明書の提出が必要です。（源泉徴収票は不可）
※所得額・控除額・扶養親族数がすべてわかるものを提出してください。
- ④ 個人番号カードまたは個人番号通知書
- ⑤ 手続きにお越しになる方の本人確認書類

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

自立支援医療（精神通院）

精神疾患の通院治療を継続して受けられるよう、医療費の自己負担を軽減する制度です。

制度

対象者

精神疾患の治療のため、継続した通院を必要とする方

内容

通院にかかる医療費の自己負担額が原則 1 割となります。また疾病の程度や世帯の所得状況に応じて、自己負担額に上限が設けられます。

制度利用が可能な医療機関・薬局・訪問看護・デイケアは指定を受けた機関に限ります。

有効期間

有効期間は 1 年間です。継続して給付を受けるためには、更新申請が必要です。

更新申請の手続きは、有効期限の概ね 3 か月前から可能です。

手続き

新規申請

下記書類をそろえて保健福祉課へ申請してください。

- ① 自立支援医療（精神通院）支給認定申請書
- ② 市町村民税等調査同意書

※課税状況等によっては、別途収入の分かる書類が必要になることもあります。

- ③ 保険資格情報の分かる書類の写し

※マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、生活保護受給者証

本人の保険資格	申請に必要な保険資格情報の分かる書類の写し
国民健康保険	本人のもの 同世帯で国民健康保険に加入している全員のもの
社会保険	(本人が被保険者の場合) 本人のもの (本人が被扶養者の場合) 本人のもの 被保険者のもの
生活保護	生活保護受給者証

- ④ 自立支援医療用診断書（精神通院用）
- ⑤ 本人の個人番号（マイナンバー）の分かる書類

※マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーの記載がある住民票

⑥ 申請書を提出する方（本人または代理人）の身分証明書

※顔写真なし身分証明書の場合は、証明書2点が必要です。

更新申請

新規申請と同様に①～⑥を保健福祉課へお持ちください（ただし、診断書は隔年ごとになります）。

留意事項

- ・ 紛失等により再交付をご希望の方は、保健福祉課にお越しください。
- ・ 保険資格や氏名、住所が変更になった場合は、保健福祉課にて手続きが必要です。変更したことが分かる書類と、受給者証をお持ちください。
- ・ 転出する場合は、転出先の市区町村にて手続きが必要です。
- ・ 病院や薬局等が変わった場合は、保健福祉課にて手続きが必要です。受給者証をお持ちください。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、精神障害者保健福祉手帳用診断書1枚で申請することができます。
- ・ 受給者証の有効期間を精神障害者保健福祉手帳との有効期間と合わせる、期間合わせ申請を行うこともできます。

★お問合せ★

保健福祉課 TEL：359-5507

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

障がいの程度により、1級から6級まで区分されており、数字が小さい方が障がいの程度は重くなります。手帳が交付されると、サービスの利用、更生医療費の支給、補装具等の支給、日常生活用具給付、各種割引等が受けられます。ただし、障がいの等級によって受けられるサービスの内容が異なります。

手続き

対象となる方

見ること（視覚障害）、聞くこと・平衡機能（聴覚・平衡機能障害）、ことば・音声・そしゃく機能（音声・言語機能障害）、手足（肢体不自由）・心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、肝臓（内部機能障害）に一定期間以上継続する障がいがある方。

申請書類

- ①身体障害者手帳交付申請書（※印鑑要）
- ②身体障害者手等用診断書・意見書
- ③証明写真（たて4cm×よこ3cm）2枚
（1年以内に撮影したもの。脱帽、上半身を写したもの。白黒可。コピー不可。）
- ④申請者本人の個人番号（マイナンバー）の分かる書類
※マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーの記載がある住民票
- ⑤申請書を提出する方（本人または代理人）の身分証明書
※顔写真なし身分証明書の場合は、証明書2点が必要です。

申請から交付までの流れ

町から宮城県リハビリテーション支援センターに手帳交付申請の進達がされてから、通常1か月程度で身体障害者手帳が送付されます。

ただし、提出された身体障害者診断書・意見書の内容に疑義がある場合には診断書を書いた指定医師に内容について照会する場合があります、さらに日数がかかることがあります。

判定機関

〒981-1217 名取市美田園二丁目1番地の4 まなウェルみやぎ
宮城県リハビリテーション支援センター 身体障害支援班 Tel.022-784-3591

留意事項

- ・ 手帳を紛失または破損した場合や、障がい程度が変更・新たな障がいを追加する場合は、再交付の申請が必要です。

- ・ 氏名、居住地が変わった場合は、**変更届**の提出が必要です。
- ・ 治療により障がいが完治した場合や、手帳所持者が亡くなった場合には、**返還届**の提出が必要です。

★お問合せ★

保健福祉課 TEL：359-5507

療育手帳

知的障がいの方が各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

障がいの程度により、A（重度）とB（中程度）に区分されています。

手帳が交付されると、サービスの利用、日常生活用具給付、各種割引等が受けられます。ただし、障がいの等級によって受けられるサービスの内容が異なります。

手続き

対象となる方

知的障がい児（18歳未満）及び知的障がい者（18歳以上）。

宮城県中央児童相談所黒川支所（18歳未満）、宮城県リハビリテーション支援センター（18歳以上）において知的障がいと判定された方。

申請書類

- ①療育手帳交付申請書（※印鑑要）
- ②証明写真（たて4cm×よこ3cm）2枚
（1年以内に撮影したもの。脱帽、上半身を写したもの。白黒可。コピー不可。）
- ③申請者本人の個人番号（マイナンバー）の分かる書類
※マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーの記載がある住民票
- ④申請書を提出する方（本人または代理人）の身分証明書
※顔写真なし身分証明書の場合は、証明書2点が必要です。

申請から交付までの流れ

町から宮城県中央児童相談所黒川支所（18歳未満）、宮城県リハビリテーション支援センター（18歳以上）に手帳交付申請の進達がされてから、通常1か月程度で療育手帳が送付されます。

判定機関

〒981-3304 富谷市ひより台二丁目42番地2 中央児童相談所黒川支所

- ・18歳未満の方
宮城県中央児童相談所黒川支所 家庭支援班
Tel022-341-6985

〒981-1217 名取市美田園二丁目1番地の4 まなウェルみやぎ

- ・18歳以上の方
宮城県リハビリテーション支援センター 知的障害支援班（療育手帳）
Tel022-784-3590

再判定(手帳交付後の障がいの程度の確認)

原則として、18歳未満の方は2～3年ごとに、18歳以上の方は5年ごと再判定が必要です。判定の有効期限が切れる2～3か月前に町よりご連絡いたします。

留意事項

- ・ 手帳を紛失または破損した場合や、記載欄に余白が無くなってしまった場合は、**再交付**の申請が必要です。
- ・ 氏名、居住地が変わった場合は、**変更届**の提出が必要です。
- ・ 治療により障がいが完治した場合や、手帳所持者が亡くなった場合には、**返還届**の提出が必要です。

★お問合せ★

保健福祉課 TEL：359-5507

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいを抱える方の自立と社会参加の促進を図ることを目指し、各種保健福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

制度

対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり、日常生活または社会生活に制限のある方（知的障がいは含まれません）

手帳の等級

障がいの程度に応じて、1級～3級に区分されます。

有効期間

有効期間は2年間です。更新申請の手続きは、有効期限の概ね3か月前から可能です。

手続き

新規申請

下記書類をそろえて保健福祉課へ申請してください。

- ① 障害者手帳申請書
- ② 精神障害者保健福祉手帳用診断書（初診日から6か月経過した日以降に作成されたもの）
※ 精神の障がいで「障害年金」を受けている人は、医師の診断書に代えて、障害年金証書の写し、年金裁定通知書または直近の振込（支払）通知書の写しでも可能です。
障害年金証書等を用いて申請する場合は、障害年金に係る照会同意書も必要です。
- ③ 顔写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、申請日より前1年以内に撮影したもの）
- ④ 本人の個人番号（マイナンバー）の分かる書類
※マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーの記載がある住民票
- ⑤ 申請書を提出する方（本人または代理人）の身分証明書
※顔写真なし身分証明書の場合は、証明書2点が必要です。

更新申請

新規申請と同様に①～⑤に加えて、手帳の写しをお持ちください（ただし、顔写真は変更のご希望がない限り10年に1度となります）。

留意事項

- ・ 紛失等により再交付をご希望の方は、顔写真1枚を用意し、保健福祉課にお越しください。
- ・ 氏名、住所が変更になった場合は、保健福祉課にて手続きが必要です。変更したことが分か

る書類と、手帳をお持ちください。

- ・ 転出する場合は、転出先の市区町村にて手続きが必要です。
- ・ 精神障がいの程度が変化した場合は、障害等級の変更申請を行うことができます。主治医に相談のうえ、新規申請と同様に①～⑤の書類を保健福祉課へお持ちください。
- ・ 自立支援医療（精神通院）と同時に申請する場合は、精神障害者保健福祉手帳用診断書 1 枚で申請することが可能です。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の有効期間に、自立支援医療（精神通院）の有効期間を合わせる、期間合わせ申請を行うこともできます。

★お問合せ★

保健福祉課 TEL：359-5507

障害児通所支援

障害児通所支援は、障がいのある児童を対象に、日常生活の基本的な動作や生活能力の向上に必要な訓練の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う支援サービスです。

対象者など

対象者

次のいずれかに該当する児童です。

- ① 身体に障がいのある児童
- ② 知的障がいのある児童
- ③ 精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）

※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた方も対象となります。

サービス内容など

受給資格対象

サービスの名称	内 容
児童発達支援	未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や学校、その他の児童が集団生活を営む施設を専門の支援員が訪問し、当該施設等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	専門の相談員が、障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する際に、利用計画の作成、利用状況の確認、利用者とサービスを提供する事業所との連絡調整等の支援を行います。

利用料など

自己負担額

サービスを利用料金の自己負担額は、所得の状況により以下のように月ごと決められており、サービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得税 28 万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般 2	上記以外		37,200円

手続きなど

利用の流れ

1 相談・申請	町民課こども健康室または保健福祉課へご相談ください。ご相談の際にサービスの内容をご案内します。相談の結果、サービスが必要な場合は、申請していただきます。
2 アセスメント (調査)	役場職員（保健師等）が、障がいの状況や日常生活の様子について、お話を伺いますので、ご都合のよい日時をお知らせください。
3 サービス利用 計画作成	利用者が指定特定相談支援事業者を選択して、契約を結びます。相談専門支援員がサービス等利用計画案を作成し、サービス担当者会議等を開催し、サービスの調整を行います。
4 認定	町が2、3をもとに、具体的にどのくらいのサービスが必要な状態かを調整します。 同時にサービスを使うことができる量【支給量】も決定します。 ⇒決定された内容が書かれた【福祉サービス受給者証】を発行いたします。
5 事業所と契約	サービスを利用する事業所を選択して利用契約を結びます。 ⇒契約の際には【福祉サービス受給者証】が必要です。
6 サービスの 利用開始	サービス利用の有効期限は1年間です。 有効期限の時期になりましたら、保護者様へお知らせします。利用継続が必要な場合は更新手続きをしてください。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

保健福祉課 TEL：359-5507

障害者等緊急時支援体制整備事業

在宅の障がい者（児）とその家族等が緊急かつやむを得ない事情等により、一時的に介護者が不在となる場合や、緊急で一時的な保護が必要な場合等について、緊急支援を行う体制を構築することで、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援を行います。

制度

対象となる方

町内在住の障がいのある方で、主な介護者の不在（急病や葬祭等の急用）により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難となる方。

留意事項

利用するためには、計画相談、短期入所、地域定着支援の支給決定が必要となります。

原則登録が必要となり、利用にあたっては要件がありますので、事前に相談支援事業所または町にご相談ください。

★お問合せ★

保健福祉課 TEL：359-5507

障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者の方が加入者となり、毎月一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度障害になった時に障がいのある方に対して終身一定額の年金が支給される任意加入の制度です。

制度

対象となる方

県内に住所があり、65歳未満で健康な方のうち、下記の障がいをお持ちの方を扶養している保護者の方。障がいをお持ちの方一人に対して、加入できる保護者は1名です。

- ① 療育手帳「A」「B」、身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方。
- ② 精神または身体に永続的な障がい（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）がある方で①と同程度の障がいと認められる方。

掛金

掛金（保険料）の月額、加入時の年齢によって異なります。なお、2口まで加入できます。

掛金は加入日から20年かつ加入日から加入者が4月1日時点で満65歳である年度の加入応当日の前日までの期間まで払い込む必要があります。

また、加入者の世帯の所得の状況や非常災害による被害の程度によって掛金が減額される場合があります。

対象者

加入者が死亡または重度障害になったときは、その月から障がい者に対し、一生涯毎月2万円（2口加入の場合は4万円）が支給されます。なお、加入者が生存中に心身障がい者が死亡した場合は一時金として弔慰金が支給されます。

★お問合せ★

保健福祉課 TEL：359-5507

日常生活用具の給付事業

町内に住所を有する障がい者（児）に対し、日常生活の便宜を図るための日常生活用具を給付します。

制度

対象となる方

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で各品目の対象等級に該当する方。

対象の難病等の方で、一定の障害の程度にある方。

留意事項

障がい等級により支給できる品目が異なりますので、まずは保健福祉課へご相談ください。なお、事前に申請が必要で、自費で購入した用具の費用を請求することはできませんのでご注意ください。

日常生活用具

障がい名	申請できる品目例 ※障がい種別・等級により異なります
視覚障害	ポータブルリーダー、点字タイプライター、電磁調理器、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、盲人用時計、点字器、情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・アプリケーション）、小型送信機、拡大読書器、点字ディスプレイ（聴覚障害と重複の場合）、視覚障害者用活字文書読み上げ装置
上下肢体幹障害	便器、腰掛便座、昇降機能付便座、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具、移動用リフト、歩行補助つえ、歩行支援用具、頭部保護帽、床ずれ防止用具
言語障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭、人工鼻
呼吸器機能障害	酸素ボンベ運搬車（在宅酸素療法用）、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、通信装置、情報受信装置、点字ディスプレイ（聴覚障害と重複の場合）
腎臓障害	透析液加温器（腹膜透析用）
ぼうこう・直腸障害	収尿器、ストマ装具（尿路系・消化器系）、紙おむつ
その他	訓練いす・訓練用ベッド（児のみ）、火災警報器

★お問合せ★

保健福祉課 TEL：359-5507

小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法に基づき、慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を目的として、その治療方法の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減に資するため、医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

対象者

次の①②を満たす方です。

- ① 18 歳未満の児童等。ただし、18 歳到達時点において本事業で医療給付対象として認定されており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20 歳を迎える誕生日の前日まで延長することができます。
- ② 対象疾病に罹患し、保険診療による治療を受けており、当該疾病の状態が国の定める基準に該当する方

対象疾病(疾患群)

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患

助成内容

所得の状況により、月ごとの医療費の負担上限月額が決まります。

通院介護費用交付事業

小児慢性特定疾病を受けている方で、① 身体障害者手帳 1～2 級の交付を受けている方
② 13 歳未満の方 ③ ①及び②以外で通院に介護が必要と医師が認めた方
以上の要件のいずれかに該当する方は、申請により通院介護費用の交付を受けることができます。
通院 1 日につき 1,500 円（上限 6,000 円/月）を助成します。

そのほか、小児慢性特定疾病に関する情報について

- ①申請方法等について

宮城県疾病・感染症対策課（難病対策班）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/sinki-tetuduki-syouman.html>

- ②制度について

小児慢性特定疾病情報センター <https://www.shouman.jp/>

①



②



★お問合せ★

宮城県塩釜保健所黒川支所 地域保健班 TEL：358-1111

児童扶養手当

ひとり親家庭で0歳～18歳までの児童を養育する方が受け取れる手当です。

受給資格対象者など

受給資格対象者

以下の要件のいずれかに該当する子どもを養育する方が対象となります。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父又は母が死亡した子ども
- ③父又は母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④父又は母が生死不明の子ども
- ⑤父又は母が1年以上遺棄している子ども
- ⑥父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

※婚姻を解消していても離婚した父又は母と生計を同じくしているときや、国内に住所がないときは支給されません。

支給対象児童

0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

※障害児の場合には20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

扶養義務者

受給資格対象者の血族にあたる方（受給資格対象者の父母・祖父母・きょうだいなど）

手当月額など

手当月額

所得の状況により下記の区分により支給されます。

手当区分	子ども1人の場合	子ども2人目以降の加算額
全部支給	46,690円	11,030円
一部支給	11,010円～46,680円	5,520円～11,020円

※一部支給額は所得額により上記の範囲内で決定されます。

支給時期

原則、申請の翌月分から支給されます。受給者への振込みは 1 月・3 月・5 月・7 月・9 月・11 月の 11 日ごろに行われます。該当月の前月 2 か月分が支払われます。

所得制限

下表に掲げる所得により手当区分が決定されます。一部支給の所得制限又は扶養義務者の所得制限を超えた所得がある場合、手当は支給されません。

扶養 親族数	受給資格者		扶養義務者の所得制限
	全部支給の所得制限	一部支給の所得制限	
0 人	690,000 円未満	2,080,000 円未満	2,360,000 円未満
1 人	1,070,000 円未満	2,460,000 円未満	2,740,000 円未満
2 人	1,450,000 円未満	2,840,000 円未満	3,120,000 円未満
3 人	1,830,000 円未満	3,220,000 円未満	3,500,000 円未満
4 人	2,210,000 円未満	3,600,000 円未満	3,880,000 円未満
5 人	2,590,000 円未満	3,980,000 円未満	4,260,000 円未満

※6 人目以降も、扶養親族数が増えた場合、制限額が 1 人あたり 38 万円増額されます。

地方税法上の所得額とは控除の種類等が異なります。

養育費等を受け取っている場合、受取金額の 8 割が所得として計算されます。

手続き

いつまでに

- ①認定請求 … 1 (1)の要件に該当するに至ったとき
- ②額改定請求（増額） … 受給資格者が養育する子が増えたとき
- ③額改定請求（減額） … 対象児童の一部を養育しなくなったときなど
- ④現況届 … 毎年8月
- ⑤資格喪失 … 婚姻したとき又は事実婚とみなされるときなど
- ⑥各種届出 … 住所・振込口座・連絡先などが変更されたとき

※町内の住所異動時は手続き不要です。

養育する対象児童の全てが 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日を迎えた場合は自動的に資格喪失となります。

どこで

町民課こども健康室（保健センター）

※認定に係る審査等は宮城県が行います。

必要となるもの

認定請求時は以下のものが必要になります。ただし、該当する要件や申請時期などによって

記載されているもの以外の書類が必要となる場合がありますので、事前に下記お問合せ先までご連絡ください。

認定請求書、戸籍謄（抄）本※1、世帯全員の住民票※2、公的年金調書、現況調書、生計維持等に関する調書、振込を希望する口座の通帳又はキャッシュカード、養育費等に関する申告書、その他必要書類

※1 受給資格対象者の離婚歴等がわかるもの及び養育する児童が記載されているもの

※2 世帯分離の有無によらず同住所地にある者全員分

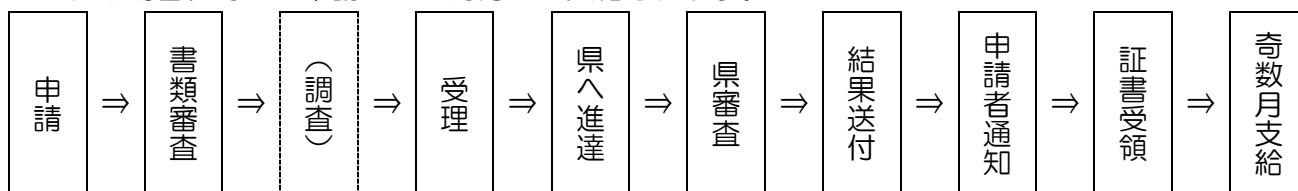
調査

血族でない同居者がいる場合や未婚で出産された場合など、申請される事項の中で調査が必要と判断された場合、職員や民生委員等により必要な調査を行う場合があります。ご協力いただけない場合、資格を認定できませんのでご注意ください。

支給の決定など

支給認定

認定の申請は市町村になりますが、受給資格の認定等は宮城県が行います。認定され支給される場合、町への申請日の翌月分から支給されます。



申請された書類を確認し、不備の修正や追加書類の提出、申請内容の調査の依頼等を行い、書類が揃った段階で受理となります。県へ進達後、翌月又は翌々月に県の審査結果が町へ送付されます。町が結果を確認し、申請者あて連絡をいたします。

所得の判定

同居する扶養義務者がある場合、受給資格対象者のほか、扶養義務者のうち、所得の高い者が審査対象となります。所得の状況は町が調査いたしますので、ご自身でお調べいただく必要はありません。所得制限以上の所得があった場合、不支給と決定されても資格は認定されます。

よくある質問

Q1 同居する親族がいるが、世帯分離している。報告の必要はないか。

A1 同居する者がいる場合、世帯分離の有無によらず、報告の必要はあります。

Q2 同居する者のうち、所得の低い者を扶養義務者として届け出ることとはできるか。

A2 できません。受給資格者及び扶養義務者の所得をお調べし、所得の高い順に扶養義務者として県へ報告いたします。

Q3 申請してから1か月程度たつが結果が来ない。

A3 宮城県では月締めで事務を行っています。申請時期により、最長で結果の送付まで2か月程度かかる場合があります。

Q4 資格認定を受けたが、所得制限により不支給の決定を受けた。現況届は提出が必要か。

A4 不支給であっても現況届をご提出ください。当該年度の所得が所得制限以下となった場合、支給されるようになります。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

児童虐待ってなに？

児童虐待とは、保護者等が18歳未満の児童を傷つけ、児童の健やかな発育や発達に悪い影響を与えることです。児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるおそれがあります。

虐待が発生する背景には、不安や困難さがあります。家庭内におけるしつけとは明確に異なり、決して正当化されるものではありません。児童の未来と人権を守るために、児童虐待の防止や対応を社会全体で取り組む必要があります。

虐待について

種別	内容	例
身体的虐待	子どもの体に外傷が生じるような暴行を加えること	殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、部屋に監禁するなど
ネグレクト	子どもの心身の正常な発達を妨げる安全や健康を阻害する行為、保護者としての監護を怠ること	適切な食事を与えない、極端に不潔な環境で生活させる、家に閉じ込めるなど、病気で病院に連れて行かないなど
心理的虐待	子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	言葉による脅し、無視する、拒否する態度、兄弟間での差別、心を傷つけることを繰り返し言う、子どもの目の前で配偶者に対する暴力・暴言など
性的虐待	子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること	子どもへの性交、性的行為の強要や性器を触るまたは触らせる、性行為を見せるなど

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

児童虐待が疑われたら

「虐待じゃないか」と思うことを目にしたらどうしますか？「間違っていたら責任問題になるのでは？」「恨まれたらどうしよう。」などと考えて、言い出せない人も多いでしょう。

児童虐待かなと感じたら

子どもがひどい状況に置かれているかもしれません。子どもは、ほとんどの場合、自分から助けを求めることができません。虐待は、子どもの心とからだの発達に重大な影響を与えます。子どもを危険から守るため、「虐待かな？」と感じたら、速やかに、児童相談所、保健福祉事務所、町民課こども健康室、民生児童委員などに相談してください。

皆さんからのご連絡がとても大切です！あなたが、ぜひ行動を起こしてください。事実を目で確認していなくても、匿名で通告することができます。また、通告した人の情報は必ず守られます。結果として虐待でなかったとしても責められることはありません。

疑わしい場合のチェック項目

子どもの様子

- ☐ 極端に痩せている。食事をきちんと与えられていない様子が見られる。
- ☐ 季節に合わない服装をしている。衣類が身体がいつも汚れている。
- ☐ 子どもが毎晩長時間にわたり泣いている。
- ☐ 表情が乏しかったり、暗い顔をしたりしている。
- ☐ 理由もなく、学校や保育園・幼稚園を休んでいる姿をよく見かける。
- ☐ 近所で悪質ないたずらや万引きを繰り返している等の噂を耳にする。
- ☐ 保護者の顔をうかがう反面、保護者がいなくなると保護者への関心を示さない。
- ☐ 夜遅くまで遊んでいて家に帰りたがらない。不自然な時間に出歩いている。

など

保護者の様子

- ☐ 子どもの痣や火傷の理由を確認すると、一貫性のない説明をする。
- ☐ 子どもの扱い方が極端に乱暴であったり、兄弟との差があったりする。
- ☐ 子どもがケガや病気になっても病院に連れていかない。
- ☐ 感情をいらだたせ、思いどおりにならないとすぐ怒る。
- ☐ 無表情で、子どもに対して語りかけをしない。
- ☐ 経済的に困窮しており、集金などの滞納が多い。
- ☐ 病気やケガの状態がよくないのに病院に連れて行かない。
- ☐ アルコールを飲んで暴れることが多い。
- ☐ きちんと養育していない（食事をさせていないなど）。
- ☐ 自分の思いどおりにならないと体罰を加える。

□近所の人との関わりを避ける。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

児童虐待をしてしまいそうになったら

多くのお母さんやお父さんは、子どもを愛しみ育てたいと思っているでしょう。でも、子どもへの虐待は起こります。なぜなのでしょう？

虐待を引き起こす要因

虐待の背景は複雑で、親や養育者が抱える事情がいくつも重なって起こります。要因には、次のようなことがあります。

- ・育児に不安がある
- ・孤立した子育て
- ・夫が育児に協力してくれない
- ・親自身が自分の親との葛藤を抱えている
- ・夫婦の仲がよくない
- ・ストレスを感じている
- ・経済的に苦しい
- ・アルコール依存症 など

子育てに悩みや不安を感じたら

子育てに不安を感じたら、誰かに相談しましょう。育児の悩みがつのると、子どもへの虐待につながってしまうこともあります。思い詰めてしまう前に、育児の相談をしたり、お母さん同士で交流することで、悩みが軽減されたり、解決の糸口がつかめることもあります。

相談先

相談先	電話番号	利用時間
子どもの虐待防止ホットライン	06-6646-0088	午前11時～午後4時 土日祝日等を除く
宮城県中央児童相談所黒川支所	022-341-6985	午前8時30分～午後5時15分 土日祝日等を除く
「児童相談所虐待対応ダイヤル」	189	土日祝日を含めて24時間受付
こども虐待防止ネットワーク・みやぎ「キャブネット・みやぎ」	022-265-8866	午前10時～午後1時 日祝日等を除く
町民課こども健康室	022-359-3030	午前8時30分～午後5時15分 土日祝日等を除く

虐待をしてしまいそうになったら

子どもを虐待しそうになってしまったら、すぐにできる次の対処法を思い出してください。気持ちを落ち着かせて、冷静になることが大切です。そして自分だけで想いを抱え込まずに、電話相談するなど、助けを求めてください。

気持ちが穏やかなときに、下の3つの方法を確認しておきましょう。

- ・子どもから離れて、部屋の外に出てみましょう。
- ・大きく深呼吸してみましょう。
- ・上げた手で受話器をもって、専門家や友人に電話相談しましょう。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

ヤングケアラーってなに？

ヤングケアラーについて

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから、表面化しにくく、本人も認識していない場合もあります。しかし、子どもの健やかな成長や権利が阻害される恐れがあり、ネグレクト（養育放棄）や心理的虐待に至っていることもあります。

ヤングケアラー？と思ったら

もし「家族のことに精一杯でつらい。」と感じたり、身近にヤングケアラーが疑われる子どもがいるときは、一人で悩まず、町民課こども健康室へご相談ください。

★お問合せ★

町民課こども健康室 TEL：359-3030

大郷町子育て支援センター

未就園児とその保護者を対象とした施設です。

施設情報

設置主体

大郷町

運営主体

社会福祉法人みらい

所在地

〒981-3502 大郷町粕川字新 30

開所日など

開所日 … 土曜・日曜・祝日・年末年始を除く全日（天災等で臨時休館する場合があります。）

開所時間 … 自由来園：午前 10 時～11 時 30 分、午後 1 時 00 分～4 時 30 分

※水分補給以外のセンター内での飲食はお断りしています。

サークル活動時は利用できない場合があります。

施設の利用にあたって

自由来園

登録は不要ですが、事前に来園する旨をご連絡ください。

サークル活動

年齢別サークル活動を行っています。下記の年齢区分ごとに登録する必要があります。活動日は直接お問い合わせください。

①リトルアップル … 利用年度の4月1日現在で1歳未満の児童とその保護者

②ビッグアップル … 利用年度の4月1日現在で1歳以上の児童とその保護者

利用できる施設

①プレールーム … 室内遊びや絵本の読み聞かせ等を行うことができます。

②こども園園庭 … 砂場遊びや遊具の利用ができます。

子育て支援センター行事

毎月2回程度、未就園児を対象とした子育て支援センター行事を行っています。事前に電話にて申込みの必要があります。開催日は毎月の町広報紙のほか、母子モにて情報を発信していますので、ご確認ください。

★お問合せ★

大郷町子育て支援センター TEL：359-5755

大郷町児童館

0～18歳の児童とその保護者を対象とした児童福祉施設です。

施設情報

設置主体

大郷町

運営主体

社会福祉法人 遊創の森

所在地

〒981-3521 大郷町中村字屋敷前 97-1

開館日など

開館日 … 日曜・祝日・年末年始を除く全日（天災等で臨時休館する場合があります。）

開館時間 … 午前9時～午後6時

※児童が保護者を同伴せず利用する場合、日没が早まる時期は早目のお迎えをお願いしております。

水分補給以外の館内での飲食はお断りしています。昼食時等は一時帰宅いただくこととしております。

施設の利用にあたって

利用登録

小学生以上の児童が保護者を同伴せず利用する場合、利用登録が必要になります。登録用紙は児童館で受け取ることができます。

利用できる施設

- ①ホール … ボールなどを使って遊ぶことができます。利用時は上履きをお持ちください。
- ②集会室 … 勉強や室内遊びで使うことができます。
- ③図書室 … 読書することができます。
- ④乳児室 … 未就学児とその保護者が入室できます。未就学児向けに様々なおもちゃが置いてあるほか、授乳スペースなども完備しています。
- ⑤館庭 … ボール遊び等を行うことができます。その他にアスレチック遊具や砂場があります。

児童館行事

未就学児や小学生を対象としたイベントを月1～2回程度開催しています。情報は毎月の広報紙をご確認いただくか、母子モにて情報を発信していますので、ご確認ください。

また、児童館行事が行われる日は、上記の利用できる施設の一部が制限されます。

児童館館内図



★お問合せ★

大郷町児童館

TEL : 359-2167

郷郷ランド

親子連れで大賑わい！町のシンボルスポット

道の駅おおさとの道向いにある郷郷ランドは小さなお子さま向けの遊具や芝生の広場があり、安心して遊べる公園です。

なかでも大郷町にゆかりのある、支倉常長公が太平洋横断時に乗った船「サン・ファン・パウティスタ号」をイメージした遊具「つねモロシップわらすこ号」は子どもたちから大人気。一年中ご家族で楽しむことができる自慢のスポットです。

所在地

〒981-3521 大郷町中村字北浦43番地



★お問合せ★

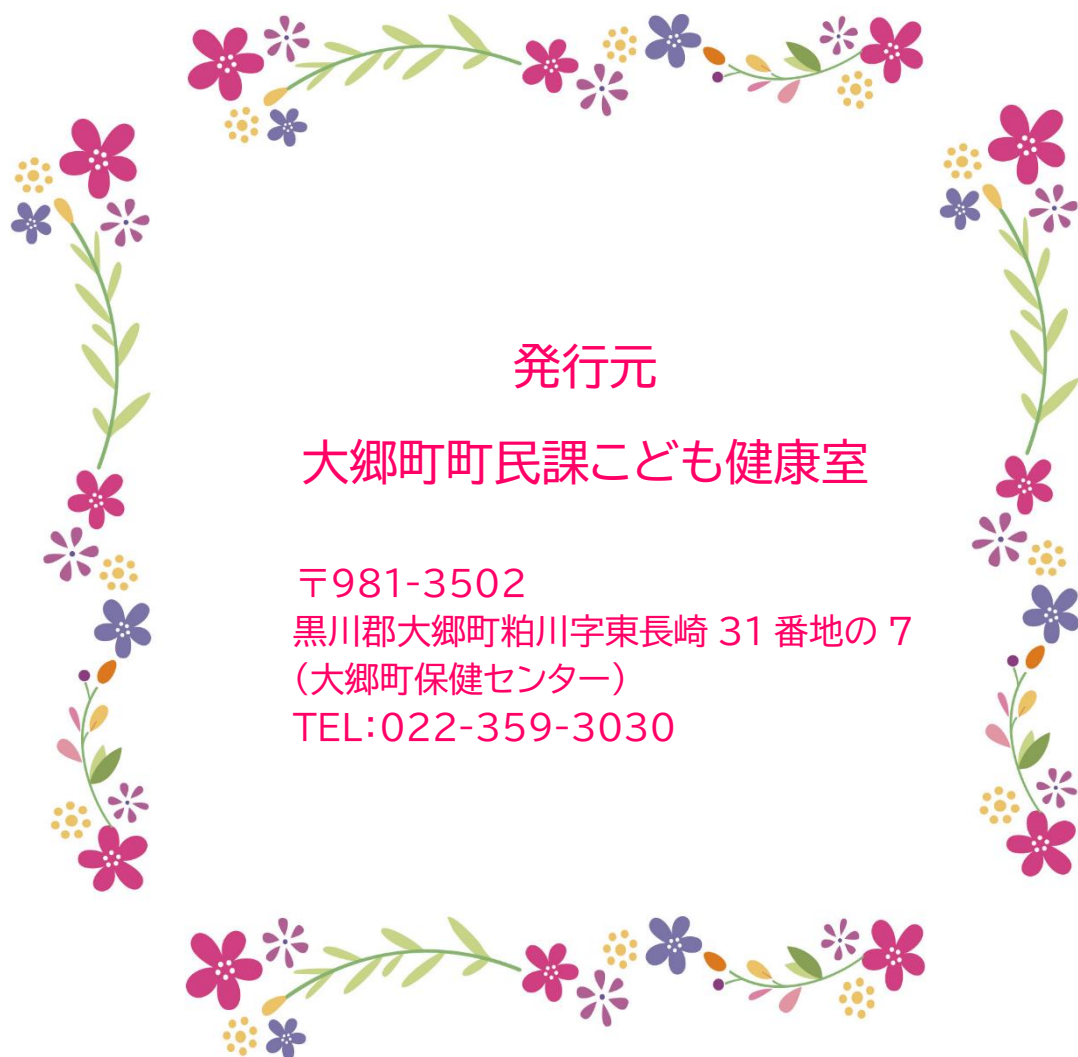
商工観光課 TEL：341-2573

子育て関係機関・学校等一覧

	名 称	電話番号	郵便番号	所在地
大郷町	町民課	022-359-5504	981-3592	大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8
	町民課こども健康室	022-359-3030	981-3502	大郷町粕川字東長崎 3 1 番地の 7
	保健福祉課	022-359-5507	981-3592	大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8
	学校教育課	022-359-5514	981-3592	大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8
	商工観光課	022-341-2573	981-3592	大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8
	大郷町子育て支援センター	022-359-5755	981-3502	大郷町粕川字新 30 番地
	大郷町児童館	022-359-2167	981-3521	大郷町中村字屋敷前 97 番地の 1
未就学 児施設	すくすくゆめの郷こども園	022-359-5655	981-3502	大郷町粕川字新 30 番地
	ゆめの杜保育園	022-341-4645	981-3521	大郷町中村字原町 9 番地の 4
小中 学校	大郷小学校	022-359-2003	981-3521	大郷町中村字屋敷前 9 8 番地
	大郷中学校	022-359-2042	981-3502	大郷町粕川字東長崎 3 番地
宮城県	大和警察署	022-345-0101	981-3625	黒川郡大和町吉田字北谷地 2 7 - 1
	宮城県中央児童相談所	022-784-3583	981-1217	名取市美田園 2 丁目 1 番地の 4
	宮城県中央児童相談所黒川支所 (家庭支援班)	022-341-6985	981-3304	富谷市ひより台 2 丁目 42 番地 2
	宮城県仙台保健福祉事務所 (母子・障害第一班)	022-363-5507	985-0003	塩竈市北浜 4 丁目 8 - 1 5
	(母子・障害第二班)	022-365-3153	985-0003	塩竈市北浜 4 丁目 8 - 1 5
	宮城県ひきこもり地域支援センター	0229-23-1603	989-6117	大崎市古川旭 5 丁目 7 - 2 0
	宮城県子ども総合センター (代表)	022-784-3580	981-1217	名取市美田園 2 丁目 1 - 4
	宮城県総合教育センター (代表)	022-784-3541	981-1217	名取市美田園 2 丁目 1 - 4
その他 の機関	大郷町母子福祉会	022-359-2753	981-3502	大郷町粕川字東長崎 3 1 番地の 7
	宮城県母子福祉連合会	022-295-0013	983-0832	仙台市宮城野区安養寺 3 丁目 7 - 3
	仙台家庭裁判所	022-222-4165	980-8637	仙台市青葉区片平 1 丁目 6 - 1
	古川公証役場	0229-22-2332	989-6162	大崎市古川駅前大通 2-6-16
相談 窓口	町民課こども健康室	022-359-3030	981-3502	大郷町粕川字東長崎 3 1 番地の 7
	宮城県中央児童相談所	022-784-3583	981-1217	名取市美田園 2 丁目 1 番地の 4
	不登校相談	022-784-3567	981-1217	名取市美田園 2 丁目 1 番地の 4
	発達支援教育相談	022-784-3565	981-1217	名取市美田園 2 丁目 1 番地の 4
	子どもの教育相談	022-784-3568	981-1217	名取市美田園 2 丁目 1 番地の 4
	24 時間子供 SOSダイヤル	0120-0-78310	—	—
	いじめ 110 番	022-221-7867	—	—
	少年相談電話	022-222-4970	—	—

子育て関係機関・学校等一覧

	子どもの人権 110 番	0120-007-110 022-225-6070	—	—
	子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ「キャプネットみやぎ」	022-265-8866	—	—
	チャイルドラインみやぎ	022-279-7210	—	—
	宮城県子ども夜間安心コール	#8000 022-212-9390	—	—
	法テラス宮城	0570-078369 050-3383-5535	—	—



発行元

大郷町町民課こども健康室

〒981-3502

黒川郡大郷町粕川字東長崎 31 番地の 7
(大郷町保健センター)

TEL:022-359-3030